~~~~~~

午前10時00分 開議

○議長(松本英隆君)

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の 会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

各質問者の発言時間は30分以内とします。

なお、質問形式は一問一答方式となっていますので、質疑応答は簡潔に行っていただ きますようよろしくお願いします。

質問は、3番手嶋いずみ議員、1番池田耕介議員、4番後藤田麻美子議員、11番吉原 経夫議員、2番八神太紀議員、12番林 哲秀議員、5番鈴木康友議員の順に行っていた だきます。

3番手嶋いずみ議員の一般質問を許します。

○3番 (手嶋いずみ君)

はい、議長。

○議長(松本英隆君)

3番手嶋議員。

○3番 (手嶋いずみ君)

3番手嶋いずみです。議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問させていただきます。

私は特別支援教育の環境整備について、質問させていただきます。

特別支援教育の目的は障害のある児童生徒や困難を抱える児童生徒が最大限に自己実現や社会参加ができるように支援することです。児童生徒が不安なく過ごすためにも専門的な知識や経験を持った教員等の配置が必要不可欠と考えます。また、十分なケアが提供され、最適なサポート体制が整っていれば保護者の方も安心でき、教員の負担軽減にもつながります。

そこで4点伺います。

年々増加する特別支援教育を必要とする児童生徒に対し、教員不足が心配されております。我が町の特別支援学校教諭免許状の取得率は。

小中学における通級指導教室の設置状況、通級を受けている児童生徒の人数は。

他の子供たちと変わらず社会参加ができるようなインクルーシブ教育はどのような形で行われているのか。

特別支援級のクラス分けは、どのような形でされているのか。 保護者や児童生徒の不安軽減につながる施策をお示しください。

1問目終了させていただきます。

○教育部長(水野泰博君)

4点御質問いただいております。初めに、本町の特別支援学校教諭免許状の取得率についてですが、小中学校全教員の約4.5%となっております。

次に、小中学校における通級指導教室の設置状況及び通級を受けている児童生徒数についてですが、通級指導教室は全小中学校に設置しております。通級を受けている児童生徒については9月10日現在とはなりますが、小中合わせて37名となっております。

次に、他の子供たちと変わらず社会参加ができるようなインクルーシブ教育はどのような形で行われているかについてでございますが、各校において社会参加できるようになるために校外学習や体験活動を初めとした学年行事、学校行事についておおむね通常学級の児童生徒と一緒に行動を行っております。また、町内全校の特別支援学級が一堂に会する交流活動を行うなど多様な学びの場で経験を広め、社会性を養い豊かな人間性を育むことができるよう計画的に進めております。

次に、特別支援学級のクラス分けはどのような形でされているのかについてでございますが、在籍する学級は障害種別によって分かれておりますので、児童生徒の発達の特性や障害の状況を踏まえ、保護者の方と就学相談、教育相談を重ねながら児童生徒にとって適切な学びの場を決定していきます。保護者や児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう日ごろから保護者との連携を密にし、児童生徒一人一人の教育ニーズを把握しまして、児童生徒の自立や社会参加に向けて学校教育全体で取り組んでいるところでございます。以上です。

○3番 (手嶋いずみ君)

特別支援学級に在籍する児童生徒、ここ5年間の推移をお尋ねいたします。

○学校教育課長(太田悦寛君)

特別支援学級に在籍する児童生徒数のここ5年の推移ということでございますが、令和元年が全体で64名でございましたが、令和5年本年度は105名ということで多少横ばいの年もありましたが増加傾向にありますということでございます。以上です。

○3番 (手嶋いずみ君)

今ちょっとざっと計算しましたら約1.6倍になっているということで、では、令和6年 度特別支援学級に入学される小学校のほうの人数を教えてください。

○学校教育課長(太田悦寛君)

来年度入学する小学校の特別支援学級の児童数でございますが、今後変更になる可能性もありますので全体の人数でお話しさせていただきます。小学校3校合計で19名の入学を予定しております。以上です。

○3番 (手嶋いずみ君)

教室不足対応として令和6年末完成予定の大治小学校プレハブ校舎ができますが、新 たに入学する児童生徒がふえますが、それまでの対応はどうされるのでしょうか。

○学校教育課長 (太田悦寛君)

本年度と同様の対応で考えておりまして、特別教室の活用も含めまして教室配置のほうを検討してまいりまして可能な範囲で対応していきたいと考えております。以上です。

○3番 (手嶋いずみ君)

これまでもさまざまな工夫をされて対応してきていただいていることは聞いております。適切な配置のほうを学習環境をつくっていただくようよろしくお願いいたします。

では、1 問目の問いに対して、特別支援学校教諭免許状取得率が約4.5%ということなんですが、特別支援学校では特別支援教諭免許状は必要とされております。けれども通常の学校に通う特別支援級には専門的な免許は要りません。でも、初めて支援学級を受け持つことになった教員自身も不安かと思われます。文部科学省においても各障害の専門性を担保できる仕組みを求めております。積極的に研修を行っているのでしょうか。

○議長(松本英隆君)

暫時休憩とします。

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 午前10時09分 休憩 午前10時10分 再開 ~~~~~~ ○ ~~~~~~

# ○議長(松本英降君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

手嶋いずみ議員、今の訂正という形で。3番手嶋いずみ議員。

#### ○3番 (手嶋いずみ君)

訂正させていただきます。もう一度読み上げさせていただきます。

特別支援教諭免許取得率は約4.5%ということです。特別支援学校では特別支援教諭免許状は必要とされておりますが、通常の学校に通う特別支援級には専門的な免許は要りません。初めて支援学級を受け持つことになった教員自身も不安かと思われます。文部科学省においても各障害の専門性を担保できる仕組みをつくることを求めております。積極的に研修とか行っているのでしょうか。

# ○学校教育課長(太田悦寛君)

大治町のほうでは特別な支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあることを踏まえまして、本年度においても特別支援教育に関する研修会のほうを実施しております。特別支援教育コーディネーターや特別支援学級の担任だけではなく、通常の学級担任も含めまして支援のあり方等について研修を深めております。また、特別支援学校や海部教

育事務所からの指導・助言のもと、あま市さんと合同で特別支援学級の授業を参観して 支援方法などについて研究・協議を行う発達障害児等支援指導検討会を年2回実施して おります。また、県の研修といたしましては、特別支援学級の担任や通級指導担当教員 を初めて受け持つ教員に対して実施される初心者研修、また2年目以降の教員を対象と するスキルアップ研修などの研修を活用し、資質や能力の向上を図っております。その ほかには県立特別支援学校に設置されました教育支援部への相談、巡回相談による特別 支援学校からの指導・助言、長期休業中に開設される特別支援学校での研修等に参加し ております。以上です。

# ○3番 (手嶋いずみ君)

こうして答弁いただき、さまざまな研修をいただいていることに安心いたしました。 では次に、教員の配置については校長先生の采配かと思いますが、子供たちの特性と かわかっている先生が短期間での異動とかは大きな影響があると考えます。どのような 考えになっているのでしょうか。

# ○学校教育課長(太田悦寛君)

教員の配置についてでございますが、議員おっしゃいますとおり学級の担任について は学校長の決定でございます。教員の年齢や経験年数等を総合的に判断しまして担当の 学級を設定しております。以上です。

# ○3番(手嶋いずみ君)

先ほども申し上げたように、特別支援学級で学ぶ児童生徒においては子供たちのことをよく理解している担任が短期間での異動となることは保護者や子供たちにとっても不安なことだと思いますので、どうかその点のほうを考慮していただきたいと思います。では、教員の負担軽減として相談とかフォローはどのような形で行われているのでしょうか。

#### ○学校教育課長(太田悦寛君)

教員の相談フォローについてでございますが、特別支援学級の担任が児童生徒への支援を適切に行うことができるように特別支援教育コーディネーターを中心としまして特別支援教育に関する校内の校内委員会を設置いたしまして、特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援方法について検討を行いまして全校での支援体制を確立するようにしております。

また、学校は子ども応援本部とも連携いたしまして、日ごろから情報共有をしたり教育相談連絡会などの場で支援方法を検討したりしております。以上です。

# ○3番 (手嶋いずみ君)

教育相談連絡会とはどのような会議でしょうか。

# ○学校教育課長(太田悦寛君)

子ども応援本部によります教育相談連絡会では、各学校における支援が必要な児童生

徒への支援の手だてや家庭との連携の方法等につきまして、スクールカウンセラーやライフコンダクターなどから専門的な見地からの助言を受けながら学校と検討する会議でございます。学校や担任はこの会議での指導・助言をその後の支援に生かしております。以上です。

# ○3番 (手嶋いずみ君)

さまざま相談する連絡協議会とかありますのでよいかと思いますが、特別支援学級に おいては日々問題に直面することがあるかと思います。これからも担任が気軽に相談で きる体制の構築をお願いいたします。

続きまして、通級に関してお尋ねいたします。指導される教員は何名でしょうか。また、どのような児童生徒が対象となるのか。学習内容とか時間割等教えていただきたいと思います。

# ○学校教育課長 (太田悦寛君)

通級指導の担当教員でございますが、各校に1名ずつおります。通級による指導の対象となるのは、通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒です。通級による指導につきましては、各教科の大部分の授業は通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に応じた特別な授業を通級指導教室のほうで行うものでございます。通級での学習内容や時間割については、通級指導教室への入級に当たって学校は保護者と相談をした上で児童生徒の負担が過重にならないよう、時間や内容、日程等を調整いたしますので個々の状況によって異なっておるということです。以上です。

## ○3番 (手嶋いずみ君)

わかりました。では、続きまして特別支援級のクラス分けのことについてお尋ねいたします。特性や障害別とのことですが、1クラスに1年生から6年生までの児童が一緒に学習するのでしょうか。学習内容が随分違ってくると思うんですが、対応はどのように行っているのか伺います。

#### ○学校教育課長(太田悦寛君)

特別支援学級におきましては、同じ障害種別の1学級の中に複数の学年の児童が一緒に在籍することがございます。学習を進めていくに当たりましては個別の指導計画というものをもとにしまして、児童生徒の個々の実態に応じまして学習内容を個別に設定しております。特別支援学級の担任がそれぞれ個々に応じた支援・指導のほうを行っております。また、その際には特別支援学級支援員の支援を得ながら授業のほうを進めております。以上です。

# ○3番 (手嶋いずみ君)

先ほど個別指導計画をもとにそれぞれの二一ズに対応していくということで、担任は そういうことをしていかなければなりません。大変かと思います。そこで先ほど言いま したように支援員の支援を得ながらということですが、その支援員のことをお尋ねしま す。児童8人に1人の担任、また支援員が1人の配置についてでございますが、障害の 度合いはさまざまであります。多動障害、入学して間もない児童のいるクラスでは支援 員の配置を多くしてはどうかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

# ○学校教育課長(太田悦寛君)

支援員の配置についてでございますが、小学校におきまして毎朝学校と支援員のほうで打ち合わせのほうを行っております。その日の時間割などを踏まえまして支援する学級や児童について打ち合わせを行っており、支援員の配置については配慮しております。今後の配置や増員の考えについては特別支援学級の推移など学校のほうとまた話をしながら増減のほうを検討してまいりたいと考えております。以上です。

# ○3番 (手嶋いずみ君)

はい、わかりました。ではそのようにぜひお願いしたいと思います。教員の負担、保 護者の不安軽減につながるような適切な配置をよろしくお願いいたします。

では続きまして、保護者からの相談や要望はどのように行っておりますでしょうか。

# ○学校教育課長(太田悦寛君)

保護者の方からの相談や要望ということでございますが、保護者の方から相談や要望があった場合につきましては、学校から連絡をいたしまして電話で相談したり、また家庭訪問や学校での面談などを行っております。学校からは毎日の連絡以外にその日の児童の様子について保護者の方から伝えたい内容がある場合など連絡帳に担任が記入するか、児童の下校後に直接保護者さんに電話をして連絡するなど家庭との連絡を密にするように努めておる状況でございます。以上です。

# ○3番 (手嶋いずみ君)

よかったです。保護者との連携を密にしていただけると聞き安心いたしました。今回、 私は保護者からの不安の声をもとにこの質問をさせていただきました。自身の子供が発達ニーズに適切に対応してもらえるのか。教師の質や経験が十分なのか。他の生徒と十分なかかわりを持てるのかなどです。また、自立できるようになるまでの将来の不安を常に感じていらっしゃいました。今回、学校として特別支援を必要とする児童生徒に対して、また指導に対して多くの話し合いや努力がされていることがわかりました。大変感謝申し上げます。きっと保護者の方も安心されるかと思います。障害あるなし関係なく全ての親が思うことは、学校に毎日楽しく通えることでございます。一番の願いであります。また、自立できる大人になるための大切な時期でもあります。児童生徒が自身の能力や価値を認識し、自信を持たせ自己肯定感を持ってもらえるよう一人一人を大切にしていただき、これからもどうかよろしくお願い申し上げます。以上で私の一般質問を終了させていただきます。

#### ○議長(松本英隆君)

3番手嶋いずみ議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 午前10時23分 休憩 午前10時24分 再開 ~~~~~~

○議長(松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

- 1番池田耕介議員の一般質問を許します。
- ○1番(池田耕介君) 議長。
- ○議長(松本英隆君) 1番池田耕介議員。
- ○1番(池田耕介君)

1番池田耕介です。議長のお許しをいただきましたので通告書に基づき、子供の悩み 事や保護者の教育相談の窓口、町の広報や情報提供にSNSを活用する考えを問うと題 して質問させていただきます。

コミュニケーションの手段が多様化する中で、総務省情報通信政策研究所が行った「コミュニケーション系メディアの平均利用時間」の調査によりますと、携帯通話と固定通話を合わせたいわゆる電話の平均利用時間は調査対象の10代から60代の全ての年代でソーシャルメディア、SNSの平均利用時間を下回っています。この傾向は若い世代で特に顕著となっており、小学校の高学年から中学生、高校生の年代に当たる10代では電話の利用時間はSNSの利用時間の10分の1ほどとなっています。今の時代コミュニケーションの手段は明らかにソーシャルメディアに移っているといえます。

そこで、子供の学校や日常生活での悩み事、保護者の子供とのかかわり方や教育相談の窓口として、また、大治町の行事やイベントの広報、住民からの情報提供やさまざまな問い合わせの手段として、この2つの点からSNSを活用する考えについてお伺いをします。

- 1、主なソーシャルメディア系サービスの中で10代ではLINEの利用率が93.6%と 非常に高くなっています。LINEでは2019年度から自治体が青少年への相談窓口を開 設する場合にLINE公式アカウントの利用料金の無償化、運用ノウハウの共有などを 行っており、さまざまな自治体でこの活用が広がっています。利用率以外にも多くの点 から町が現在開設している相談の窓口に加え、町としてLINEによる相談窓口を開設 する利点は十分にあると考えますが、この点についていかがでしょうか。
 - 2、多くの自治体で広報の手段としてLINEの公式アカウントの開設が進んでいま

す。時代の流れに合わせ、現在の「広報おおはる」や町のホームページでの情報提供に加え、LINEの公式アカウントを開設し、より幅広い年代の多くの町民に確実に情報を届けていく必要があると考えますがいかがでしょうか。以上、2点お伺いします。

○教育部長 (水野泰博君)

議員の御質問ですが、子供の悩み事や保護者の教育相談窓口について、町が現在開設している相談窓口に加えて、町としてLINEによる相談窓口を開設する利点は十分にあると考えるがどうかという御質問でございます。

子供の悩み事や保護者の相談窓口につきましては、町では子ども応援本部を拠点といたしましてライフコンダクターは学校巡回、授業参観、個別面談、家庭訪問を通じて学校生活における悩みや困り事に対する相談・支援を行っております。就学相談員につきましては、幼稚園・保育園・保健センター等と連携し、保護者の就学に関する相談を多数受け付けております。また、スクールカウンセラーは学校内で週2回直接児童生徒や保護者の悩みに対して相談活動を行うなど子供の相談先の確保につきましては、これまでも力を注いでまいっているところでございます。

議員がおっしゃるSNSによる相談窓口につきましては、一自治体で行うには検討が必要な課題もございますことから現在のところ開設する予定はございません。ですが、既に国や愛知県ではLINE等のSNSを活用した相談窓口が多数整備されておりますので、それらの相談窓口について今後周知徹底を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○総務部長 (大西英樹君)

LINEの公式アカウントの開設についての御質問をいただいております。現在、既にLINEにつきましては無料で利用できる公式アカウントを取得しておりまして、トップ画面にて情報発信するメニューについて全庁的に協議を進めている段階でございます。今後につきましては、町公式LINEを運用するための必要事項を定めた運用ポリシーの作成、また庁内での運用体制の整備、町民に向けた広報の作成を行い、早ければ年明けから運用開始を目指して準備を進めておるところでございます。以上です。

○1番(池田耕介君)

1つ目の質問に関連して先ほどの教育部長さんの答弁、ライフコンダクターさんや就 学相談員さん、スクールカウンセラーさんなど子ども応援本部の職員さんはどれぐらい の相談を受けているのか。件数についてお伺いをします。

○学校教育課長(太田悦寛君)

子ども応援本部の職員の相談件数でございますが、昨年度の数字となりますので御了承ください。ライフコンダクターが観察・相談、延べ1,387件、関係機関と連携した相談として71件。就学相談員の受けた就学相談でございますが、38件。スクールカウンセラーの受けた相談件数は、延べ890件でございます。以上です。

○1番 (池田耕介君)

非常に多くの件数だと思います。ライフコンダクターさんや就学相談員さん、スクー ルカウンセラーさんが積極的に学校の現場に入り観察や相談をしていただいているとい うことで本当にそれはありがたいことだと思います。しかし、令和4年度の小中学校の 不登校児童生徒数が過去最多、そのうち学校内外で相談を受けていない児童生徒数も過 去最多という調査結果を先日文部科学省が発表しておりました。不登校となってしまい 学校に足を運ぶどころか家に家庭訪問をしても玄関まで出てきて会うことすらできない という状況の子が実際にいます。自分がかつてかかわった子の中にもそのような子がい ました。また、学校で悩み事を大人に相談をする姿を周りの子に見られることを嫌がる 生徒もいます。さらに保護者が学校に相談に来る際に、生徒が見える位置に車をとめて しまうと自分が学校に相談に来たことを我が子に気づかれてしまう、わかってしまうと いうことでそれを恐れる保護者もみえます。また、近所の子に車を見られてしまい、「何々 ちゃんのお母さんがきょう学校に来てたよ」ということを恐れるという保護者も実際に いました。学校やまた学校でなくてもカウンセラーさんに時間を押さえてもらって相談 に来るということには時間的な制約もかかります。仕事であったり育児、家事などでな かなかその時間をとることが難しい保護者もいます。何よりその子の悩みに周りの大人 が気づいてあげるということが非常に難しいと思います。わかりやすく視線を下げて、 目線を落として、肩を落としてとぼとぼと歩いている子ばかりではありません。一見す ると非常にしっかりしているように見えて、だけれど実は心の中には傷を抱えていると いった子もいます。明るく元気な子に見えて実は家庭での悩みを心の中に抱えていると いった子もかつていました。大体の子を救うじゃだめなんです。一人の取りこぼしもし ないために大人のほうから気づいてあげることが難しいからこそ、子供の側から相談で きる窓口がそこにいつでもあるということが重要だと考えます。その一つとして子ども 応援本部では電話の相談も受け付けておると思いますが、電話また子ども応援本部に直 接来所して相談される件数はどのようになっていますか。お伺いをします。

○学校教育課長(太田悦寛君)

子ども応援本部へ直接来所や電話などで相談があった件数ということですが、子ども 応援本部はこの役場の2階にございまして、そちらの窓口のほうで直接相談された件数 といたしましては、昨年度81件の相談となっております。以上です。

○1番(池田耕介君)

その子ども応援本部の電話や来所の受付日時はどのようになっていますか。お伺いします。

○学校教育課長(太田悦寛君)

窓口の開設時間でございますが、平日の9時30分から15時までとなっております。以上です。

○1番 (池田耕介君)

もちろん悩みを抱える子の数は少ないほうがいいことなので、大治町に小中学生が3,000 人ぐらいいますかね。その中で相談件数が81件というのが多いのか少ないのかは感じ方 人それぞれかと思いますが、午前9時30分から午後3時、15時というのは通常小中学生 は学校にいる時間帯になります。電話ではその時間帯でなければSOSを残すことすら できません。SNSであれば時間帯によっては即座に対応することは難しくても、メッ セージをそこに残すことはできます。そういった面でもSNSの利点があると考えます が、先ほど最初の答弁で町がSNSによる相談窓口を一自治体で開設するには課題があ るとのことでした。どのような課題があるのかお伺いをします。

○学校教育課長(太田悦寛君)

課題でございますが、相談される内容が多種多様で幅広いものになるかと想定されます。町で相談に対応する場合はさまざまな相談がございますので専門的な知識のある相談員を複数配置する必要があると考えております。また、休日ですとか夜間の相談対応についても課題があると考えております。以上です。

○1番(池田耕介君)

そのために国や県の相談窓口を周知徹底していくということでした。SNSの相談は そもそもが顔の見えない相談なので相談相手が誰であっても、それが国や県であっても 相談する子にとっては大きな問題ではないのかなというように私も思います。国や県の 相談、SNSの相談窓口にはどのようなものがあるのかお伺いをします。

○学校教育課長(太田悦寛君)

国や県の相談窓口ということでございますが、国のほうで設置されておりますのが「こころのほっとチャット」「生きづらびっと」「あなたのいばしょチャット相談」「チャイルドライン」などがございまして、あと愛知県のほうで「親子のためのLINE相談」ですとか、「あいちこころのサポート相談」「あいちこども相談」などといったものがございます。以上です。

○1番(池田耕介君)

今の相談窓口はそれぞれどのようなSNSに対応しているのかをお伺いします。

○学校教育課長(太田悦寛君)

それぞれのものがLINE、フェイスブックですとかチャットに対応しております。 LINE、フェイスブック、チャット全てに対応している相談といたしましては、「こころのほっとチャット」になります。あとLINEとフェイスブックに対応している相談が「あいちこころのサポート相談」。LINE、チャットでの相談に対応している相談は「生きづらびっと」でございます。LINEのみで対応している相談が「親子のためのLINE相談」「あいちこども相談」です。チャットでの相談だけに対応している相談が「あなたのいばしょチャット相談」と「チャイルドライン」というものになります。以上で す。

○1番(池田耕介君)

お伺いするとやはりLINEに対応している窓口が多いのかなといった印象です。そういった国や県の窓口に大治町の子供が相談した場合に課題となるのは、大治町や学校現場との連携かと思います。一般的には相談先が大規模になり、離れれば離れていくほど連携がとりにくくなるのではないかの懸念があり、そこがクリアできるのであれば国や県のSNS相談窓口を活用していくのは有効な方法だと考えます。そういった国や県の相談窓口と大治町や学校現場との連携はどうなっていますか。お伺いをします。

○学校教育課長 (太田悦寛君)

国や県の機関との大治町の連携ということですが、緊急時についてお話しさせていただきますと、警察や児童相談所のほうに相談内容が急を要するものについては連絡がいくということで聞いております。また、「あいちこども相談」につきましては翌日に愛知県教育委員会のほうにつながりまして、そこから市町村に連絡が入るようになっておるということは確認しております。以上です。

○1番(池田耕介君)

そういった窓口をどのように周知徹底していこうと考えているのかについてお伺いします。

○学校教育課長(太田悦寛君)

窓口の周知についてでございますが、毎年、国・県・町が設置している相談窓口のほうから一部を抜粋しまして一覧表にしたものをPTA総会ですとか入学説明会のほうで保護者に対して、夏休み前には児童生徒のほうに配布しております。また、そのほかにも随時相談窓口の一覧のほうは配布しておりまして、今年度においては夏休みの終盤に学校が使っております保護者連絡アプリを通じまして一覧の配布を行いました。また、福祉部から小学校5年生以上の児童生徒に対し、日ごろから持ち歩くことができるようにお守り型の紙に相談窓口の電話番号ですとか二次元コードを記載された「おまもり」というものも配布されており、児童生徒また保護者に対して相談窓口の周知を図るようにしております。以上です。

○1番(池田耕介君)

ありがとうございます。基本的に紙で配布を、A4のプリントなんかで配布をするんですね。私も教員だったときに配布をしていたのでそれはよくわかります。年度の最初であったりとか夏休みの前のところでプリントで配布をしますが、それ以外のプリントもたくさん配布をしますのでどこかに紛れてしまうですとか、もしくは例えば家でとってあるといった場合にも本当に悩んでいる子、例えば夜、悩み事が押し寄せてきてというときにそういえばあのときの紙、紙というふうにいって探すのかといったらなかなかそういったこともないんじゃないかなというように思います。また、先ほどの福祉部で

今回作成していただいた「おまもり」名刺大のサイズのもので、確かにこれだったら日ごろから持ち歩いたりですとか筆箱に入れたりランドセルに入れたり、生徒手帳に入れたりといったこともあるのかなと思いましたので、私が現場の先生に聞いてもらいました。クラスの子が今の時点でどれぐらい持っているか。そうすると町内のある小学校のある学年ですが、クラスの中で1人2人、4人であったり、それぐらいだったんです。もちろん家で大切に保管をしている子も中にはいるかもしれませんが、であるからこそSNSの公式アカウントで登録をしてもらって、定期的にこちら側から発信をしていく。電話ではこちらからあの子悩んでそうだなということで電話をかけるといったことは当然できません。SNSであればその発信も可能になる。その点もSNSを活用していく利点です。そのことをお伝えをして一旦、2つ目のLINEの公式アカウントの質問のほうに移っていこうと思います。

初めの答弁で既に無料の公式アカウントを取得をして、早ければ年明けからの運用開始を目指して準備をしていくとのことでしたが、今回LINEの導入に至った経緯を教えていただきたいです。お伺いします。

○総務部長 (大西英樹君)

LINEの導入につきましては、これまで情報発信の手段といたしましては「広報おおはる」、町公式のホームページ、メールサービスに加えて、SNSでは「X」旧のツイッターでございます。フェイスブックを使って町の情報の発信をしてまいりました。SNSにつきましては町民の皆様に、より多くの媒体により情報発信していく必要があると考えております。LINEについては情報発信に加えて、有料にはなりますが町民との情報交換、やりとりなどが機能がありますので将来的にさまざまな機能の活用を見据えLINEの導入に至りました。以上でございます。

○1番(池田耕介君)

無料のもの、また将来的には有料のものも含めてLINEの公式アカウントを導入していく今後のスケジュールと町民の方への周知方法について、今考えている範囲でお伺いします。

○総務部長 (大西英樹君)

まず無料で行うことができる情報発信につきましては、先ほど申し上げましたとおり年明けからの運用開始を目指して準備を進めているところでございます。標準機能以外の有料の機能につきましては予算の確保が必要となりますので、各課から必要な機能の聞き取りを行って、町民の皆様の利便性を考慮した上で令和6年中の運用開始を目指して構築に取り組んでまいります。町民への周知方法といたしましては、町公式ホームページや「広報おおはる」での周知、町内の公共施設のポスターの掲示、チラシの設置を予定しております。また、各種イベントの際には積極的にチラシの配布を行い、1人でも多くの皆様に周知できるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○1番 (池田耕介君)

無料のものについては年明け、もうすぐですね、を目指してと理解をしました。また、 有料のものについては令和6年度中なので来年度中ですかね、の運用開始を目指してと のことで理解をしました。町民の方への周知方法として町の公式ホームページ、広報お おはる、また町内の公共施設へのポスター掲示などとありましたが、民間のお店、例え ば「はるちゃんげんき応援券」の町内の登録の店舗にポスターの掲示の協力を求めたり ですとか例えば大治町の商工会に加入をしている企業にポスターを貼ってもらうお願い をしたりといったことはできるのでしょうか。お伺いをします。

○総務部長 (大西英樹君)

民間企業につきましては、御協力をいただけるということであればぜひとも活用して まいりたいと考えております。以上です。

○1番(池田耕介君)

せっかくですのでぜひたくさんの町民の方に登録をしていただくことと同時に、よりよいもの、使いやすいものにしていくといったこともどちらも大事と考えます。先ほどの答弁で有料のものですと標準の機能以外にもさまざまな機能を追加できるとお伺いをしましたが、具体的に今の時点でどのような機能の活用を考えているでしょうか。お伺いをします。

○総務部長 (大西英樹君)

今後、予算が認められた上でのお話になりますが、技術支援を行う企業と契約を行いまして、より充実したサービスの提供を検討してまいりたいと考えております。機能の一例ではございますが、LINEを活用して例えば町が開催する各種講座への申し込み、アンケートの実施、各種事業の予約というような申し込みができる機能。また道路の損傷やごみの不法投棄を町内で発見した際に町へ情報提供ができる機能などさまざまな機能がございます。費用対効果と町民の皆様の利便性を考慮した上で、各課と必要な機能の調整を行ってLINEの構築を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○1番(池田耕介君)

そうすると各課と調整を行う中でその機能として、私の1つ目の質問で上げていた子供の悩み事、保護者の教育相談の窓口として、国や県の相談の窓口につながるメニューのボタンを設置するであったりとか、またそういった窓口を配信して周知をしたりしていくことは大治町としては可能でしょうか。お伺いします。

○総務部長 (大西英樹君)

先ほど教育委員会からも答弁がありましたように、相談の内容の受け付けに関しては やっぱり体制の整備というものが必要になってきますので、例えばこういうところであ れば相談を受け付けてくれるというようなそういう相談所の紹介がLINEの公式アカ ウントですとトップ画面にメニュー画面がございます。そういったところからタップを していけばすぐさまそういう情報が閲覧できるというようなことは考慮してまいりたい と考えております。以上です。

○1番 (池田耕介君)

メニュー画面としてではなく投稿としてこういった窓口があるということを配信していくといったことも可能でしょうか。お伺いします。

○総務部長 (大西英樹君)

LINEを活用してプッシュ式で情報を流すことは可能ですので、例えば定期的、随時であろうとそういった例えばPDFを添付して情報発信をするということは可能だと考えております。以上です。

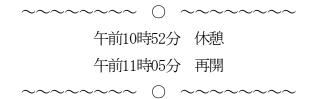
○1番(池田耕介君)

であれば、公式アカウントに登録をしてもらうハードルはもちろんありますが、登録さえしてもらえば定期的にこちら側からメッセージであったり、時には例えば動画なんかの形で配信をしていくといったことも可能なのかもしれません。配信を続けていくことで相談窓口の選択肢として手元にあり続けることができる。子供たちの記憶に残り続けることができるという面があるかと思います。今やスマートフォンなどのタブレットは子供も含めて多くの人の生活に欠かせないものとなっています。もしかしたら人生の最期の瞬間まで肌身離さず持っているといったこともあるのかもしれません。広報の新たな手段として町民の方の生活をより便利にしていくだけではなく、苦しみに寄り添い、時には命を救うことすらあるかもしれない。そんな充実した機能もSNSの公式アカウントをできる限り早く開設を実現していただけることを強くお願いをして、以上で私の質問を終えさせていただきます。

○議長(松本英隆君)

1番池田耕介議員の一般質問を終わります。

ここで10分休憩を行いたいと思います。11時5分の再開で始めたいと思います。 ここで暫時休憩とします。



○議長(松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番後藤田麻美子議員の一般質問を許します。

○4番(後藤田麻美子君)

はい、議長。

○議長(松本英隆君)

後藤田麻美子議員。

○4番(後藤田麻美子君)

4番後藤田麻美子です。議長のお許しをいただきましたので、ラッピングバスの導入 につきましてを質問させていただきます。

令和7年町政施行50周年を迎えるに当たり、町としてさまざまな事業展開の計画があるかと思います。現在、町内を走っている福祉巡回バスは大治町福祉巡回バスという字幕のみで何か寂しいですね。マイクロバスも他の市町のマイクロバスはマスコットキャラクターがラッピングされておりますが、町内のマイクロバスは町のマークのみということで本当に見分けがつきにくいという町民の皆様からお声を聞いております。令和7年町政施行50周年を迎えるに当たり、福祉巡回バス、町のマイクロバスに町のマスコットキャラクターである「はるちゃん」をラッピングしていただき、町内を走らせてはいかがでしょうか。町の見解をお伺いいたします。以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○総務部長 (大西英樹君)

福祉巡回バス、それからマイクロバスにマスコットキャラクターである「はるちゃん」をラッピングというような御質問をいただいております。

現在、福祉巡回バスにつきましてはリースの車両でありまして、返却する際に原状復旧する必要がありますのでラッピングした場合はラッピングを張る費用、それからはがす費用、また塗装等の原状復旧することが想定されますので、今のところラッピングすることは考えてはおりません。マイクロバスにつきましては平成30年に購入して5年が経過しております。ラッピングにかかる費用を踏まえて導入するか検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○4番(後藤田麻美子君)

ラッピングバス導入についてはリースという点もございますので厳しいかなと思って おりますが、では具体的にこの費用に対しましてどのように検討していただける考えな のかお伺いをいたします。

○財政課長(富田伸司君)

マイクロバスについてラッピング導入に向けてどのように検討するかとの御質問でございますが、まず全体にラッピングすることは費用が高額であるため考えてはおりません。部分的なラッピングにつきましては、大きさ、色、材質によってかかる費用が異なりますので具体的にデザインを決定した上で検討してまいります。また、50周年事業にあわせましてラッピングとともにマグネットにつきましても今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○4番(後藤田麻美子君)

では、この答弁に対しましてですが、将来的にこのバスの入れかえ、この時期にぜひとも町民の皆様の足となる福祉巡回バスやマイクロバスなどをラッピングしていただきたい、走らせるという考えは先ほどもおっしゃったんですが、具体的に教えていただきたいと思います。お伺いいたします。

○財政課長(富田伸司君)

将来的にバスの入れかえの時期に福祉巡回バス及びマイクロバスにラッピングする考えはとの御質問でございますが、将来的にはバスの入れかえの時期になりましたら町民の皆様に対して親しみやすい行政運営の一環といたしましてラッピングバスの導入について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○4番(後藤田麻美子君)

ありがとうございます。確かに費用はかかるということであります。費用がかかるということであるならば広告収入のことも考えていただき、企業へのネーミングライツの働きかけも積極的に行っていくのも一つの広告収入の財源ではないのかと思います。町政50周年を記念して妖精の「はるちゃん」をもっと町民の皆様、「はるちゃん」が大好きな子供たちにもPRする「ラッピングバスはるちゃん」を走らせていただきたいと思い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(松本英隆君)

4番後藤田麻美子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 午前11時11分 休憩 午前11時13分 再開 ~~~~~~~ ○ ~~~~~~

#### ○議長 (松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を進めます。

11番吉原経夫議員の一般質問を許します。

- ○11番(吉原経夫君) 議長。
- ○議長(松本英隆君) 11番吉原経夫議員。

# ○11番(吉原経夫君)

11番吉原経夫です。一般質問をさせていただきます。まず議員の皆様、フォルダの全員協議会を開いていただいて、06の令和5年開いていただいて令和5年11月2日の全員

協議会、02砂子防災公園について、それをごらんください。議員の方タブレットがありますので。お願いします。

1、砂子防災公園予定地がなぜ、どんな経緯で今の場所に決まったのかと題して質問させていただきます。

砂子防災公園の予定地内、画面にあります、それの西側ですね。真ん中寄りか西側で すね。北側にちょっと緑色があります。囲んだところですね。それと南側広いところで すね。 そういうふうに南北に分断されています。 中の緑で囲んでいないところ、 上のほ うですが、それは都市計画道路予定地になっています。都市計画道路予定地、町は買収 しておりますが公園としては使えない状態になっております。また、砂子防災公園予定 地内の東側、東側はちょっとほんの少しですが都市計画道路予定地の北側は公園になっ ていなくて道路予定地まで買収するというふうになっております。こういうように少し 砂子防災公園、また都市計画道路、2つが絡んでいる状況になっております。防災公園 と都市計画道路、それぞれの予定地を町が買収する場合、根拠となる法律が違います。 その理由もあり、買収に応じた一部の地権者の所得税控除、控除を受けることはできる んですが法律が違うため、それぞれ要件が変わってくるということもありまして、買収 に応じた一部の地権者の所得税控除については町は解釈の変更を行うなどの予定である と聞いております。所得税控除を受けられないところを町が賠償する、補償するという 考えも聞いております。経緯について詳細な説明を求めます。そもそもなぜ、どんな経 緯で砂子防災公園予定地が今のこの都市計画道路で分断されるような場所に決まったの でしょうか。

また、なぜ砂子防災公園予定地の北側の都市計画道路、千音寺線予定地ですね、買収します。ただ、東西にかけては買収していないので道路にはできません、今のところ。なぜ買収するのでしょうか。

2点目でございます。政府はマイナンバーカード推進のために、紙の健康保険被保険 者証を廃止する予定であるが、町としての考えはと題して質問させていただきます。

政府はマイナンバーカード推進のために、紙の健康保険被保険者証を廃止する予定であります。町として紙の国民健康保険被保険者証を廃止するに当たり、どのようなスケジュールで行っていくのでしょうか。また、マイナンバーカードを取得していない方やさまざまな事情で取得しにくい方に対しては、どのような対策をとっていくのでしょうか。紙の国民健康保険証を廃止し、マイナンバーカードにさまざまな情報をひもづけしていくに当たり、町としてどんな問題点があると考えているのでしょうか。

3点目でございます。セットバックされた私有地の固定資産税について、町は減免などの措置をとっているのかと題して質問させていただきます。

幅4メートル未満の道路に面している私有地は法の規定に基づき、土地と道路の境界線を一定のルールに従って後退させること、いわゆるセットバックが義務づけられる場

合があります。町内のセットバックされた私有地の固定資産税についての減免や非課税 措置、評価額を下げるなどの規定はあるのでしょうか。また、固定資産税の減免や評価 額を下げている事例、また非課税にしている事例はあるのでしょうか。

4、町内の施設を借りてWiFiを使い、学習会や会議を行いたいが、なぜ整備してあるWiFiが使えないのかと題して質問させていただきます。

町内の施設で町民が施設利用できる公民館・総合福祉センター・多世代交流センター・スポーツセンター・防災コミュニティセンター・防災ふれあいセンターなどでWiFi はどのように整備されているのでしょうか。

また、WiFiを使って学習会や会議を行いたいが、なぜ整備してあるWiFiが使えないのでしょうか。以上、質問させていただきます。

# ○建設部長(三輪恒裕君)

砂子防災公園予定がつきまして、御通告いただきました3点についてお答えいたします。

都市計画道路用地買収の考え方の見直しについて、11月2日の全員協議会で議員の皆様には御説明をさせていただいたところですが、砂子防災公園の用地に隣接する都市計画道路千音寺線の用地購入におきまして、平成30年度から買収を進めておりますが、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法の適用条件について、当初の考え方といたしまして、面積が100平米未満の場合は愛知県にも口頭ではありますが助言をいただきまして、適用されないとの認識でございましたが、その後、他の用地交渉をする中、面積が100平米未満の用地について本件に似たケースがあったことから、令和4年10月に愛知県に再度助言を求めましたところ、愛知県では事例がないため国に確認していただきました。その結果、国の見解といたしまして一画地の面積が100平米以上で買収予定面積が100平米未満であっても適用されるとの報告をいただきましたので、公拡法の考え方を見直しをしたところでございます。

次に、どんな経緯で砂子防災公園予定地が今の場所に決まったのかとの御質問でございます。

町といたしまして、従前から都市公園の建設を思い描いていたところ、砂子地区において公園の建設が可能な土地のめどが立ち、地元からも整備が望まれていたことから現在の場所に決まったものです。

次に、なぜ砂子防災公園予定地の北側の都市計画道路千音寺線予定地を全て買収するのかとの御質問でございます。

砂子防災公園予定地を北側の町道である東西道路に接道させるため公園区域にしております。以上でございます。

#### ○福祉部長(安井慎一君)

2問目の質問でございます。 町として紙の国民健康保険被保険者証を廃止するに当た

り、どのようなスケジュールで行っていくのかとの質問でございます。

現在、国のほうで示されている内容といたしましては、令和6年の秋に紙の健康保険証を廃止するとともに、発行済みの健康保険証につきましては廃止後1年間有効とみなす経過措置が示されております。現在、本町が発行しております保険証の有効期限は令和6年8月末となりますので、来年度発行する保険証の有効期限は現行の2年ではなく令和7年の秋までとなる予定でございます。

また、マイナンバーカードを取得していない方やさまざまな事情で取得しにくい方に対してはどのような対策をとっていくのかという内容でございますが、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付することが示されております。

最後に、紙の国民健康保険証を廃止し、マイナンバーカードにさまざまな情報をひもづけするに当たり、どんな問題があるかと考えているのかとの御質問でございます。

マイナンバーカードは所有していても保険証とのひもづけができていない方への対応 が課題となってくると考えられます。今後におきましては、国の動向を注視しながらそ の周知方法も含め、検討してまいりたいと考えております。以上です。

#### ○総務部次長兼税務課長(加藤 謹君)

3問目、セットバックされた私有地の固定資産税について、町は減免などの措置を行っているのかとの御質問を受けております。

建築基準法において道路とは、幅員4メートル以上のものと定義されております。建築物を建てる際、その敷地に面する道路が幅員4メートル未満の場合には、道路中心線から水平距離2メートル、また道の反対側に川等がある場合にはその境界線から水平距離4メートルの線を道路の境界線とみなし、建築物はその線まで後退する必要がございます。

町内のセットバックされた私有地の固定資産税について、減免や評価額を下げるなどの規定はあるのか。また、事例はあるのかとの御質問でございますが、セットバックによる固定資産税の減免などの規定はございません。以上です。

#### ○総務部長(大西英樹君)

4問目の町内の施設のWiFiについて御質問をいただいております。

まず、町民が使用できる施設におけるWiFiの整備状況についての御質問でございます。

災害時における避難所での避難者の情報収集手段を目的として公民館・スポーツセンター・総合福祉センター及び多世代交流センターは平成25年度に、八ツ屋防災コミュニティセンター・砂子防災ふれあいセンター及び西條防災コミュニティセンターは平成26年度にWiFiを整備しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、ウエブ会議や各種事業、教室及び講座 をオンライン配信することを目的に公民館及びスポーツセンターは令和3年度に、総合 福祉センターは令和4年度にWiFiを整備しております。

続きまして、なぜ整備してあるWiFiが使えないのかとの御質問でございます。

公民館及びスポーツセンターでは貸館利用者が希望される場合は、WiFi使用時に必要なSSID及びパスワードをお伝えし、WiFiを利用することができるものとなっております。以上でございます。

# ○11番(吉原経夫君)

まず積極的な答弁をいただいた4番から進めたいと思いますが、総務部長から貸館しているところ、スポーツセンターあと公民館はできると。SSIDを教えてもらってできるということでしたが、総合福祉センターのほうはどうでしょうか。

# ○福祉部次長兼民生課長(猪飼好昭君)

WiFi利用についての御質問でございます。総合福祉センターにおきましては、貸館利用者へのWiFi開放に向け、現在運用方法等を検討しているところでございますのでよろしくお願いいたします。以上です。

# ○11番(吉原経夫君)

ウエブ会議ができるWiFi、防災用ではないのが公民館・スポーツセンター・総合福祉センターということですが、今新しくなった多世代交流センターについてはこれは防災関係のWiFiしかないんでしょうか。

# ○総務部長 (大西英樹君)

多世代交流センターにつきましては、防災用のWiFiしかございません。以上です。

# ○11番(吉原経夫君)

わかりました。公民館・スポーツセンターについては現状できると、貸館の場合はできると。総合福祉センターに関しては早急に検討していただくということでお願いをいたしまして、次は1番のほうに移りたいと思います。

まず、都市計画道路を挟んでなぜ砂子防災公園を計画したのかというところが私は疑問があります。なぜかというと道路は真っすぐ通さない、ここを通すしかないということですが、公園に関してはそこじゃなきゃいけないということはない。だから、南側だけまず整備やればよかったんじゃないかと。面積要件とかそれで引っかかったんでしょうか。面積要件、補助対象となるために面積要件とかも必要かなと思うんですが、南側だけで面積要件足りなかったんでしょうか。

## ○都市整備課主幹(八神幸夫君)

南側の面積要件に当たりますが、今回砂子防災公園、防災機能を備えた都市公園として考えております。そういった場合、要件といたしまして1~クタール以上となります。 今回南側の大きいところに当たりますが、そちら約1.1~クタールの面積となっております。以上です。

#### ○11番(吉原経夫君)

ということは、南側だけでも砂子防災公園できるわけです。都市計画道路を挟んで、 先ほどのお話だと都市計画道路、その部分買収してすぐ道として整備するようなお話だったんですが、その都市計画道路、東側も西側も土地が買収されていないので、今都市計画道路買収もしくは買収予定だけで他の道路に接続するんでしょうか。

# ○建設部長(三輪恒裕君)

今議員おっしゃられる、今すぐに防災公園ができた暁には千音寺線が開通していないということをおっしゃっておられると思うんですが、我々は将来の大治町の姿を思い描いたときに千音寺線ができ上がった暁には北側からの常時、また非常時、災害時の活用を見越しまして、先のことを考えまして活用できると見込んで今回計画しておるものでございます。

# ○11番(吉原経夫君)

先のことだということで、今買った都市計画道路の予定地、買収予定も含めてですが、 道路にならないわけですね。今の話だと今すぐは。公園にも使えない。都市計画道路で すから公園にはできないわけですね。なぜそこまでして公園として要件も整っているの にやったのか。地元要望もあるかもしれませんが、やっぱり都市計画道路挟むのは県に 問い合わせても事例がないということですし、そこら辺は最初計画されたとき、どのよ うな考えでやられたんでしょうか。

# ○建設部長(三輪恒裕君)

最初の答弁でお答えしましたとおり、北側には町道の東西道路が東西に走っております。それに接道させるのが目的でございまして、その南側に都市計画道路が確かに今回 公拡法の適用で購入しておりますが、繰り返しになりますが将来像を描いた場合に必ず や我々にとって大治町初の都市公園として機能を有する、発揮する公園となり得ますの でそのように計画をしております。以上です。

#### ○11番(吉原経夫君)

もう少しお聞きしますが、北側、南側、公園のですね、それを整備していく、公園と して整備していきますが、都市計画道路の部分は道路としては今のところ使えないけれ ど用地買ってからどのように活用していくんですか。

#### ○都市整備課長(後藤丈顕君)

都市計画道路の部分ですが、公園としての整備はできませんがそのままの状態で放置 していきますと草等が生える恐れがございますので、当面は公園利用者が利用しやすい ような形をちょっと考えております。以上です。

# ○11番(吉原経夫君)

ということは、都市計画道路予定地でも何か整備するわけにいかないけれど、草は刈って公園じゃないけれど公園と同じように使っていくということだと思うんですが。そこまで無理にやるよりも都市計画道路挟まないで公園を考えたほうが僕はよかったと思

うんですが、都市整備でそういう計画になっているので今言っても難しいかもしれませんが、最初の初期段階でもう少し考えていただきたかったということです。

次に、所得税控除の関係でございます。先ほどお話ししました公拡法の関係で都市計画道路に引っかかった分、所得税控除が税務署、受けられなかったというより町がそういう話し合いをしていなかったからできなかったんですが、それで補償をしていくという考えでありますが、一応、町税などの条例によりますと町長が特別に認めれば町税などの控除はできるんですが、この件に関して町税の控除など町長の認めた場合だけですがそういうことは行ったんでしょうか。

# ○総務部長 (大西英樹君)

この件につきましては議員の皆様に説明したとおり、当時の、先ほど答弁もさせていただきましたが、議員が言われるような話し合いをしていないとかそういうわけではなく、平成30年度から用地を購入しておりますが、そのときから愛知県とは綿密に連絡をとりあって地権者にこういう税控除ができないかというような問い合わせを十分しておるんです。その結果、対象にはならないということだったんですが、昨年また同じような少しちょっと違う案件ではありますが案件が出てきたので、再度、もう一度よく検討していただきました。県もわからないということであったので国まで協議をしていただいて、やはりこれは対象になるというようなことでございましたので、では平成30年度購入した案件とはやっぱり公平性が保たれないということで、議員賠償とおっしゃられましたがこれは補塡ということで対応を考えているということです。今御質問いただいたように税の控除が、これ町長のそういう規定があったとしてもこういったケースで控除はできない。ですので補塡をしていきたいとそういう説明をさせていただいたと理解しております。

#### ○11番(吉原経夫君)

以前の件に関して県とは相談をしているが、私がお話をしたのは津島税務署と協議をしていなければ所得税控除は受けられないので、そもそも対象でも。そういうことをお話ししただけで、もう今となっては受けれないことだと思います。今、町長が特別に認めれば町税控除などの規定もあるんですがそれは使っていないということで了解できるんですが、まさかと思うんですが町長が認めていなくて町税控除なんてことはないですよね、まさかで。一応確認をしたいんでお願いします。

## ○議長(松本英隆君)

吉原議員、今発言の中で先ほどの答弁の中で総務部長の答弁の中でそういうふうにはないとありましたよね。町長のほうからのそういう考えではないということで答弁がありました。

# ○11番(吉原経夫君)

暫時休憩ですね。

# ○議長(松本英隆君)

いや、休憩じゃないですよ。そういう答弁がありましたので再確認ということは必要ないと思いますが。

# ○11番(吉原経夫君)

町長が特別に認める場合は条例でできるんです。しかしその例はないと。町長が認めていなくて町税を控除したということはまさかないでしょうねという確認をしただけで、だから違う確認ですが、それはどうでしょうか。

# ○総務部長 (大西英樹君)

この案件でそういった条例の適用した案件はございません。また、津島税務署のお話が出ましたが、津島税務署からはこの公拡法の適用については税務署が判断するものではない。これは法の判断は法を扱っている国またその取り扱いの県、こういったところが判断すると。公拡法の適用がなされて申請が上がっておれば津島税務署としては書類を審査して税控除の対象にするとそういうような指導を受けております。

#### ○11番(吉原経夫君)

私がお聞きしたのは、条例では町長が認める場合、町税控除はできる。そういう規定があります。それを適用した事例はない。ただ条例に基づかない、町長が認めない、知らなかったか、認めたかわかりませんが、そういう状況で町税控除をしたことはないのかと。まさかと思いますがその確認をしています。

# ○総務部長 (大西英樹君)

ございません。

# ○11番(吉原経夫君)

わかりました。ありがとうございます。それが確認できたので2番目のマイナンバーカードのほうにいきたいと思います。

12月議会にこのマイナンバーカード、紙の保険証を廃止する前提の条例改正が出ております。まだまだ審議するところでございますが、最終日にもしその条例案が可決された場合、当然政府のほうに政府の個人情報保護委員会、そこのほうに申請をすると思うんですが、それで個人情報保護委員会、そこで認めてもらわないとマイナンバーカードに書いてある情報を町が見ることができないんですが、それは締めがあると思うんですよ、申請するときに。締めはいつで、またどれぐらい個人情報保護委員会、審査いいですよと出るまでにかかるんでしょうか。

# ○保険医療課長 (水野克哉君)

個人情報保護委員会に届け出をさせていただきます。おおむね約10カ月後にその個人情報が使えるようになるというスケジュールでございます。

#### ○11番(吉原経夫君)

10カ月、12月21日最終日ですが10月末ぐらいになるので紙の保険証を政府は秋と言っ

ている。秋は9月からですね。政府がいつかわかりませんが、正確に言っていないので。 そのスケジュールで間に合うんでしょうか、まずは。

# ○保険医療課長(水野克哉君)

政府は今来年の秋に廃止すると言われております。秋という定義がいろいろありますが、最大でも令和6年の12月まで伸ばせるということになっています。そんなところで確かに今の議員が言われる時期につきましてずれが出るんじゃないかということにつきましては、そこは資格確認書のほうで対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

# ○11番(吉原経夫君)

市町村の審査が終わらない段階で政府もまさか紙の保険証を廃止はしないと思うんですが、廃止の方針はしないと思いますが、今の話、資格保険証と言われましたが、紙の保険証はまだ1年有効だからそれでも対応していかれると思うんですが、それでしっかり対応していただきたいというのと、2点目ですが情報をマイナ保険証、紙の保険証を廃止した場合のマイナ保険証の情報を町が見る。例えばさまざまな社会保険の情報を見るとかいろいろあります。私が危惧しているのは令和4年度の決算で出てきた民生費収入で過年度分の福祉医療費返納金が1384万9886円あります。高額医療費にかかわるものかなと思いますが、高額医療費は保険者負担ですが福祉医療を間違えて使っちゃうと福祉医療が払わなきゃいけないと。それを町がそれぞれの保険者、他のそれぞれ健康保険のところでそこに請求している分だと思うんですが、これ大治町が国保を入力する場合は間違いはないと思いますが、社保なんかだとやはり入力ミスとかあることを聞いております、今のところ。もし入力ミスとかあった場合、今までだったら「保険証持ってこい」で見せてもらって確認できたんですが、入力情報が間違った場合、どうやってそういうのを確認するんでしょうか、社保の場合。

[「休憩よろしいですか」の声あり]

#### ○議長(松本英隆君)

暫時休憩とします。

~~~~~~ ○ ~~~~~~~ 午前11時43分 休憩 午前11時44分 再開 ~~~~~~ ○ ~~~~~~

○議長(松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長(安井慎一君)

まず、国民健康保険の各個人の情報につきましては、我々職員が正確に入力してチェックし、間違いないように対応していきたいと考えております。それから資格のほうの

確認でございますが、基本的には今回保険証がマイナに変わるということで本人さんたちがマイナ保険証、どこにも情報が保険のことは書いていません。どういうふうにわかるかというと資格者情報ということでそれぞれ本人の保険情報をあらかじめ紙で渡すということも示されておりますので、そういったもので確認ができるかと思います。以上です。

○11番(吉原経夫君)

マイナ保険証は大治町は間違いがなくやると、入力が。他の保険者の場合、間違いがある。今までもあったわけだからこれからもあることは考えられる、初期入力ですね。 その場合、マイナ保険証の情報ではわからない。資格者情報ですか、それを該当者に持ってきてもらうなり教えてもらうということなんでしょうか。

○保険医療課長(水野克哉君)

教えてもらうのではなく国の中間サーバー、そちらのほうからシステムを使って情報 を提供してもらうとそんなような形でございます。

○11番(吉原経夫君)

ということはマイナ保険証に情報をひもづけしているんだけれど違うところのまた情報があるんですか。なんか今、マイナ保険証に全部情報を入れてマイナ保険証の入力ミスがあったらたどり着けないので、資格証とかそういうそれぞれの個人に紙で渡っているものを見せてもらうのはわかります。ただ、情報を国のほうに問い合わせるサーバーにやってもマイナ保険証の入力ミスがあればたどり着けないと僕は思うんですが、今ちょっとわからない。もう少し説明をお願いします。

○保険医療課長(水野克哉君)

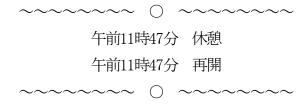
今の質問の確認なんですが、国の情報が間違っている場合というような……

○11番(吉原経夫君)

違う情報じゃなくて、保険者が入力しますね。その入力が間違っているとたどり着けない。

○議長(松本英隆君)

暫時休憩とします。



○議長 (松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長(安井慎一君)

まず国民健康保険に限ったお話としてお話しさせてもらいます。基本的にはほかのも

のについても同じになります。マイナンバーカード自体には情報というものは個人のものに入っていません。これは国の情報連携ネットワークサーバー、そこに我々が住民の方の個人番号、桁数をサーバーに見に行くことによってどこの保険に入っておるかということがわかりますのでそういった形で対応しておるという回答です。よろしくお願いします。

○11番(吉原経夫君)

ですから、そのサーバーにやっぱり保険者が入力した情報が入るわけで、国保でも一緒ですが、ただ大治町は入力ミスはしないという話なので社保などの場合、入力した情報が全く間違えばサーバーに行っても間違った情報しかないと。どうやって確認するんだと、正しい情報を。例えば生活保護の場合も情報を取りに行くことになっていますが、生活保護なんかだと県のほうに問い合わせるとかできると思うんですが、そこら辺社保の場合なんかはどうしていくんだと。情報が間違っている場合。

○議長(松本英隆君)

暫時休憩とします。

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 午前11時48分 休憩 午前11時49分 再開 ~~~~~~~ ○ ~~~~~~

# ○議長(松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

# ○保険医療課長(水野克哉君)

仮に間違っていたというようなことが想定されたときには、現在でもその社保に対して我々電話で確認をするようなこともございますので、それは保険証廃止後も同じような運用になるかと思います。以上です。

#### ○11番(吉原経夫君)

わかりました。そこら辺きちっとマイナンバー上のひもづけをしたとしてもそれぞれ 個々、電話確認等ができるということなら安心をいたしました。

では3番目、セットバックの件でお聞きしたいと思います。ちょっと答弁漏れがあったのでそれからいきたいんですが、セットバックによって非課税なり減免なり評価額下げるなどの規定はないとそれで回答が終わっております。分筆する、もしくは地権者が地籍図を持ってきて明確にすれば非課税に私はなると思うんですが、その点はどうでしょうか。

#### ○総務部次長兼税務課長(加藤 謹君)

セットバックされた部分、こちらにつきましては現況におきまして公衆用道路である ということが確認できた場合につきましては、地方税法に基づきまして公衆用道路と判 断して非課税としております。以上です。

# ○11番(吉原経夫君)

その確認の仕方は分筆をするか地籍図を地権者が持ってくるか。面積を特定しなきやいけないのでその点はどうでしょうか。

# ○総務部次長兼税務課長(加藤 謹君)

まず分筆がされている場合、こちらにつきましては現況によりまして調査、確認した上で非課税としております。次に分筆登記がされていない場合、まず土地の評価額を求める場合に用いる地籍、こちらにつきましては国が定める固定資産評価基準に基づきまして登記簿により登記されている地籍によるものと規定されております。このため分筆されていない場合につきましては、地籍測量図などセットバック部分と敷地部分との地籍が明確な図面などを確認させていただきまして現況調査で確認して公衆用道路であると確認できた場合には非課税としております。以上です。

# ○11番(吉原経夫君)

分筆されたところとか地積測量図を地権者が持ってきた、分筆していなくて、それで 非課税などになっている、減免などになっている事例は何件ぐらいあるんでしょうか。

# ○総務部次長兼税務課長(加藤 謹君)

こちら令和4年中ですが、セットバックした24筆、こちらにつきまして本年度の課税を非課税扱いとしております。以上です。

# ○11番(吉原経夫君)

あと、原則地権者のほうが分筆もしくは地積測量図を持ってこなきゃいけないですが、 町のほうの職員などが測量して非課税もしくは評価額を下げている事例はあるのでしょ うか。

# ○総務部次長兼税務課長(加藤 謹君)

そういった事例はございませんが、先ほども言いましたように分筆されていないそういったケースにつきましては地積測量図などそういった土地家屋調査士の方たちがつくられた図面、そういった図面を確認させていただいた上で現況も確認した上で判断していきたいというふうに考えております。

#### ○11番(吉原経夫君)

通告で事例はあるのかと言っております。私言いましたのでちゃんと対象となるところ、全て調べられて今ないと言われたんでしょうか。

# ○総務部次長兼税務課長(加藤 謹君)

御質問の内容が固定資産での減免や評価額を下げている事例はあるのかという御質問でございましたので、ないと。セットバックにより減免など評価を下げるという事例はないんですが、地方税法の規定に基づいた公衆用道路であるということで判断ができれば非課税としております。以上です。

# ○11番(吉原経夫君)

公衆用道路として認定するのが分筆もしくは地権者からの地積測量図はわかります。 ではなくて地権者、最近はないと言いますがかつて、昔言ったと思いますが、地権者からちょっとと言われて職員のほうが測量をして、それで非課税、その部分を非課税もしくは減免などした例はあるのかと。ちゃんと調べられたのかということを再度質問いたします。

# ○総務部次長兼税務課長(加藤 謹君)

過去からの課税においては把握ができないものですから、先ほどの答弁では令和4年 中にセットバックされた件数の御答弁をさせていただきました。以上です。

# ○11番(吉原経夫君)

幅員が4メートルない道というのは町で把握しているから、対象となるのは全て把握 できるはずで、税務課として調べることができると思います。本当に調べていないんで すか。もしくは調べて何か結果が出たんですか。どちらでしょうか。

# ○総務部次長兼税務課長(加藤 謹君)

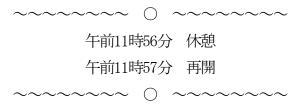
土地の筆数につきましては、大治町内における筆数でも約2万筆以上ございます。今 言われたようにセットバックされた部分、年々過去からも幾つか事例はあったとは思い ますが、その事例1件ごとこちらのほうでも集計するということは非常に困難でござい ますので先ほどのように御答弁させていただいたものでございます。以上です。

# ○11番(吉原経夫君)

2万筆は全てですが、セットバックが必要なのは幅員 4 メートル未満の道路ですから限られるはずです。古くからの道しかないと思うんですが、それは調べられるはずだし、調べればすぐわかることだと思うんですが、本当に調べなかったのか。本当に調べるのが困難なのか。再度確認をいたします。

#### ○議長(松本英隆君)

暫時休憩とします。



## ○議長(松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

# ○総務部次長兼税務課長(加藤 謹君)

過去からの税務課職員にも確認させていただきましたが、職員において現況をはかった上でそこの部分が公衆用道路だといった確認した上で非課税とした案件はなかったと聞いております。以上です。

# ○11番(吉原経夫君)

非課税もしくは減免ですね。減免もなかったということですね。ならばわかりました。 あとですね、セットバックした場合の固定資産税の非課税などの規定、大治町はないと いうことですが、やっぱり他の市町村を見るときちっと規定をつくっているところはあ るんですが、そういう規定の必要性はないんでしょうか。

# ○総務部次長兼税務課長(加藤 謹君)

地方税法で規定している非課税の範囲で特に問題はないと考えております。

# ○11番(吉原経夫君)

先ほど地権者からの分筆または地籍図ということを答弁いただいたんです、答弁というかそういうことなんですが、これ地方税法にそうしなさいと規定があるわけではないと思うんですが、どこが面積をはかるのか。当然、資格を持った人がやらなかきゃいけないと思うんですが、町がはかっても地方税法は認められると思うんですが、そこら辺どうなんでしょうか。地方税法との関係です。

# ○総務部次長兼税務課長(加藤 謹君)

先ほども答弁させていただきましたが、本来土地の評価額の地籍につきましては、国が定める固定資産評価基準、こちらに基づきまして登記簿に登記されている地籍によるものと規定されておりますので、分筆されていない場合につきましては先ほども申したように地積測量図などの図面を確認させていただいた上で判断していきたいと考えております。

## ○11番(吉原経夫君)

ただ当然、分筆は地権者がやらなきゃできませんが、測量図は地権者じゃなくてもつくれる。町がやるやらないは別としてが。そこら辺はどういう考えなんでしょうか。

# ○議長(松本英隆君)

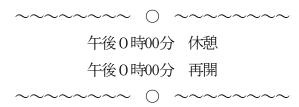
吉原議員、誰がやるかという質問ですか。

○11番(吉原経夫君)

だから町がやることもできるけれど、どうなのかということです。

○議長(松本英隆君)

暫時休憩とします。



#### ○議長 (松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部次長兼税務課長(加藤 謹君)

答弁の繰り返しにはなりますが、税法上、誰が行うのかというような規定はございませんが、先ほども申しましたようにあくまでも分筆されている場合につきましては登記簿。分筆をされていないところ、こういったところは地積測量図などで図面を確認させていただいて判断をさせていただくということでお願いいたします。

# ○11番(吉原経夫君)

それはよくわかる。でも、町として規定がない。分筆してあればいいんですが、地方 税法で規定があって。地籍図、規定があって地権者が持ってきた地籍図とかそういう規 定を持っていればそのとおりですが、そういうわけではない。だから、かつて地権者が 持ってきた地籍図がなくても測量図があれば、測量すれば、職員が。減免も非課税もで きたんじゃないかなと、規定がないから。と聞いているんですが、先ほどの答弁では規 定はない、職員がやっちゃいけないという規定はない。でも、そういう事例はないと。 というか見つからないということ言われたんで、私としてはそういう疑義がないために も規定をつくるべきだと思うんですが、その点どうでしょうか。

# ○議長(松本英隆君)

暫時休憩とします。

~~~~~~~ ○ ~~~~~~~ 午後 0 時02分 休憩 午後 0 時04分 再開 ~~~~~~~ ○ ~~~~~~

○議長(松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

- ○総務部次長兼税務課長(加藤 謹君) 今のところ規定をつくる予定はございません。
- ○11番(吉原経夫君)

わかりました。これで11番、私吉原経夫の一般質問を終わらせていただきます。どう もありがとうございました。

○議長(松本英隆君)

11番吉原経夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 午後 0 時04分 休憩 午後 0 時05分 再開 ~~~~~~~

## ○議長(松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番八神太紀議員の一般質問を許します。

- ○2番 (八神太紀君) 議長。
- ○議長(松本英隆君) 2番八神太紀議員。
- ○2番(八神太紀君)

2番八神太紀です。通告書に基づき一般質問させていただきます。

災害時の水確保に向けた取り組みについて、御質問させていただきます。

最近の気象変動や自然災害の頻発により、災害時における水の確保がますます重要となっております。災害時に断水をしてしまった場合、避難所などで水を確保するのが難しくなってくるかと思います。町民が安心して避難できるよう災害時の水の確保に関して御質問させていただきます。

まず、近年の主な災害時の起こった断水期間について参考資料をちょっと見せていき たいと思います。主な大地震のものを掲載させていただいております。見ていただきた いのが、この断水期間です。どれぐらい水がとまってしまうのかということで長いもの だと約5カ月。全部の世帯数があるんですが、全部の家ではないと思うんですが長いと ころで約5カ月もかかってしまったと。やはり地震が起きてしまうと1カ月ぐらいは断 水をしてしまうところがあるということですね。このように断水の期間、1日や2日で はなく1週間以上、または1カ月以上続くこともあり得るということが起こるかと思い ます。もう一つ、こちらが最近雨による災害がとても多いです。線状降水帯が多く発生 しておりまして大雨による災害が多いんですが、こちらも見ていただくと長いもので1 カ月以上、短くてもやっぱり1週間ほど断水をしてしまうということが日本各地で起こ っている問題になっているかと思います。このように地震や災害、水害があった場合、 断水をしてしまう可能性があるかと思うんですが、僕たちの地域ですが今後南海トラフ 地震、今いろんなところで言われているかと思います。今後30年から40年の間に起こる 可能性がとても高いというふうに言われているかと思います。こういったときに僕らの 地域でも1週間、1カ月以上断水が起こる可能性もあるということが言えるかと思うん ですが、このような災害が起きてしまった場合、災害時の水の確保について以下の2点 を質問させていただきます。

水の確保・維持と避難所への水の配給について。災害発生時において、水源が確保され維持されることは重要性をすごく大きく持つかと思います。災害時には避難者が急増し、その中で住民が生活を営むためには水が不可欠です。避難所への水の配給計画や必要な場合の水の備蓄について十分かをお聞きします。

もう1点、井戸水の活用について。最近の災害シナリオを考慮しますと災害時におけ

る井戸の活用というのはとても重要な要素となっております。他の市町村では町が積極的に防災井戸というものを設置したりとかして水の確保に取り組んでいる地域もあるとお聞きしています。災害時に強い防災井戸の設置や災害時井戸協力として、地域に既にある井戸の登録をしていただいて、災害時には町民が自由に使ってもらえるような制度を整えるという考えはないか。この2点御質問させていただきます。

# ○総務部長 (大西英樹君)

避難所への水の供給や備蓄についての御質問をいただいております。

避難所への水の供給は、名古屋市上下水道局が設置した役場前、大治浄水場公園内及び各町内の小中学校前にある応急給水栓を利用し、各避難所へ供給を考えております。

また、飲料水の備蓄につきましては、想定避難者5,700人を考えておりますが、そのおおむね1日分の量を確保しているところではございますが、これで十分とは考えておりませんので応急給水栓からの給水も含め、最低3日分程度は確保できるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長。

# ○議長(松本英隆君)

総務部長。

# ○総務部長 (大西英樹君)

大変失礼しました。また、飲料水以外のための防災井戸につきましては今のところ設置する考えはございませんが、災害時における協力井戸の登録につきましては登録制度を実施している市町村を参考に水質検査の手法や人体への安全面を含め検討していきたいと考えております。以上です。

# ○2番 (八神太紀君)

まず1個目の質問に対して再質問させていただきます。災害時の水の供給について、 名古屋市が設置した給水栓にてというふうに回答いただきました。今の役場前、大治浄 水場公園とあと各小中学校ですね。6カ所設置されているかと思うんですが、この6カ 所が南海トラフ大地震のようにものすごく大きな地震が今想定外のような地震が起きた 場合でも給水栓は出るという想定をされているかを御質問させていただきます。

#### ○防災危機管理課長(鈴木昌樹君)

給水栓でございますが、給水栓に至る配管、こちらにつきましては耐震化となっております。名古屋市上下水道局の整備計画によりますと、耐震化につきましては南海トラフ巨大地震を見据えたものとなってございます。それで給水栓のほうからは有事の際、給水、水が出るものというふうに認識はしております。

## ○2番(八神太紀君)

今そういう大地震でも出るという想定をして配管をしていただいているということで、 もう1つちょっと資料を見ていただきたいかなと思います。今先ほどお聞きした給水栓 6カ所です。大治町が指定している指定避難場所をちょっと図にあらわしました。ちょっと小さいんですが、水色の丸が給水栓ですね。緑色が指定避難所になります。この青色が6カ所ですね。真ん中のほう役場を中心に少し浄水場の周りにもあるかなと思います。例えば地域によっては近くに給水栓がない場所もあります。運んでいただくと思うんですが、この例えばこちら砂子と鎌須賀、八ツ屋の地区なんかは新川と庄内川に挟まれており、通るには橋を通ることになるかと思うんですが、災害時にその橋が安全に通れるのか。もしくは遠回りをしていく場合にすごい遅くなってしまうということも考えられるかなと思います。こういったときにも、橋が通れない可能性もあったときにも防災井戸というものは必要になっていくかなと思うんですが、そういったときに活躍するのが防災井戸になってくるのかなと思います。飲み水として地下水を利用するということが難しいということは把握しております。生活用水として井戸が使用できれば、災害時でもストレスを大きく減らすことができると思うんですが、最初の答弁のほうで防災井戸のほうの設置をする考えはないとお聞きしましたが、実際に町内のほうで井戸を掘るということが可能かどうかをお聞きしたいと思います。

# ○産業環境課長 (伊藤高雄君)

町内に井戸を掘るということは可能でございますが、愛知県等に申請が必要になって くるということでございます。以上です。

# ○2番 (八神太紀君)

今申請が必要になってくるとお聞きしました。配給についてもう一度ちょっとお聞き させていただきます。先ほどの給水栓が近くにない場所についての配給等だったり、周 りの避難所への配給はどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

## ○総務部長 (大西英樹君)

給水栓が避難施設の近くにない場合につきましては、役場及び各避難所には500リットルの規模の給水タンクの備蓄がございます。その給水栓から給水タンクに給水し、公用車等を使用して各避難施設へ供給することを想定しております。また、名古屋市上下水道局から各避難所に給水車による給水が行われる場合を想定し、20リットル給水タンクの備蓄を今年度より順次行ってまいります。ただ、これでは十分とは我々考えておりません。今議員のほうから大治町の地図も御提案ありましたが、給水栓が近くにない避難所につきましては特におっしゃるように新川よりも東の地域。これは地震等で橋がどういう状態にあるかわからない。これはほかの避難所から水を運ぶということもできない可能性も十分考えられますので、またはこの新川から東の地域の避難所の近辺に給水栓が設置できないかということは名古屋市と協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

# ○2番(八神太紀君)

給水栓の設置のほうも検討していただけるということで、もう一度ちょっと井戸のほ

うの質問させていただくんですが、災害時の井戸協力制度、井戸の把握をして災害時には使わせていただく。給水栓を設置していただいた場合でも例えば年配の方が水を並ぶのが大変だったり、そこまで行くのがちょっと難しいというところもあるかと思います。 そこで先ほどの井戸協力制度というものが活用できるかなとも思うんですが、現在、大治町に企業や家などで井戸があるところがあるかと思うんですが、大治町としてそういった井戸があるところを把握しているかどうかを御質問させていただきます。

# ○防災危機管理課長(鈴木昌樹君)

町内の井戸についての御質問ですが、町内にある井戸全て把握しているわけではございません。したがいまして、先ほどありました災害時の協力井戸の登録制度、こちらを導入する際には幅広く周知を行っていく必要があるとこのように考えております。

#### ○2番(八神太紀君)

周知をしていただけるということで、また給水栓を設置、災害時井戸協力制度の導入 ということで災害はあした起こるかもしれないし、30年後かもしれないし、いつ起こる かわからないというものになるので、こういった制度とか設置をなるべく早くしていた だけるように町のほうに要望して僕の質問を終わりたいと思います。

# ○議長(松本英隆君)

2番八神太紀議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 午後 0 時19分 休憩 午後 1 時30分 再開 ~~~~~~~

○議長(松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番林 哲秀議員の一般質問を許します。

- ○12 番(林 哲秀君) 議長。
- ○議長(松本英隆君) 12番林 哲秀議員。
- ○12番(林 哲秀君)

12番林 哲秀でございます。議長のお許しが出ましたので後半の部分で一般質問したいと思います。きょうは2問お願いしておりますのでよろしくお願いします。

1、円楽寺排水機場改修工事の進捗は。

令和5年度で工事費が増大しているとのことだが、幾らで理由は何か。

- 2、工事期間も再度検討され、3年ほど延長するとのこと。いつまでか。
- 3、延長の最大の理由は何か。
- 4、国・県の事業であるが、大治町の事なれば住民には丁寧な説明が不可欠ではないか。地元住民への説明会等、配慮はどうなっているのか。まず1問目です。

2つ目、ゲートキーパー講習を土曜日に。

ゲートキーパー講座が10月と11月に行われました。私が勧誘に回りましたが、お子様のみえるところ中学生、小学生の高学年ですが、時間帯が厳しいとのことでした。土曜日にしていただけたらありがたいとのことだったが、来期はぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがなものか。この2点でお願いします。

○建設部長 (三輪恒裕君)

円楽寺排水機場改修工事の進捗について御質問いただいております。お答えいたします。

1番目の令和5年度で工事費が増大しているとのことだが、幾らで理由は何かとの御質問ですが、現在把握しているところでは、総事業費が18億7000万円で物価高騰の影響による原材料費及び人件費の値上がりによるものと聞いております。

2番目の工事期間も再度検討され3年程度延長するとのことだが、いつまでかとの御質問ですが、これは令和10年度までと聞いております。

3番目の延長の最大の理由は何かとの御質問でございます。周囲が住宅地であるため 作業面積の確保が難しく、また円楽寺川・小切戸川・福田川が工事に関係しており、排 水系統が複雑であるため工事が難航していると聞いております。

4番目の国・県の事業であるが、大治町の事なれば住民には丁寧な説明が不可欠ではないか。地元住民への説明会等、配慮はどうなっているかとの御質問でございます。今年度の工事の受注業者が決定した後には、県職員・事業者とともに現場近隣のお宅及び関係する地元総代へ工事の説明をさせていただいておりまして、さらに回覧をすることで周知を図っております。

なお、この事業におきましては国ではなく事業主体は愛知県の事業でございまして、 尾張農林水産事務所と連絡を密に取り合っているところでございます。以上でございま す。

○福祉部長(安井慎一君)

2問目の質問でございます。ゲートキーパー養成講座を土曜日に開催してはとの御質問でございます。

これまで本町では自殺対策の取り組みの一つとして見守る人を地域に広げるため、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげていただくゲートキーパーの養成に取り組んでいるところであります。今後も自殺対策を推進していく中でゲートキーパーをふやし、またその存在を知っていただくことは大変重要であることから、

多くの方が関心を持ち、受講していただけるよう養成講座のあり方や内容を充実させ、 よりよいものとなるよう検討しておりますので、平日以外での講座の開催も実施してま いります。よろしくお願いいたします。

○12番(林 哲秀君)

では1番のほうからですね。令和10年までかかるということで私も聞いておりますが、 これいつごろ打診がありましたかね。この打診は。

○産業環境課長 (伊藤高雄君)

町のほうに打診というものはないんですが、情報としては最近耳に入っております。 以上です。

○12番(林 哲秀君)

最近というのは具体的に8月とか9月とかそういうぐらいはわかりませんか。

○建設部長 (三輪恒裕君)

尾張農林水産事務所とは常に連携をとっておりまして、当然その工期のことも工事の やり方なども含めて常に連携はとっております。以上です。

○12番(林 哲秀君)

よくわかりますし、大体私の報告どおり合っていますが、県との話し合いですが、大体月1回とか2カ月に1回とか定例的に決めてやるのか。お互いに何か要件ができたときにやってみるのか、随時やってみえるのか。ちょっとそこら辺教えていただきたいんですが。

○建設部長(三輪恒裕君)

現在、定例的というのことはございません。事あるごとに何か必要があれば当然連絡 取り合っておりますし、既に工事にも入っておりますので、樋管の工事にも入っており ますので、常に事あるごとに連携はとっております。以上です。

○12 番(林 哲秀君)

わかりました。それできょう私が一番言いたいのは、この2番の工事延長が3年延びたということを聞きました。それと4番の住民に丁寧な説明が必要なんですということを訴えたいんですが、実はなぜこんなことを言いますと、あそこの同じ地場続きの方が僕ほとんど知っておるんですが、何人かがよく顔を合わすものですから「来年終わるかな」というようなことを、「いつまでかかるか」というようなことも聞かれます。はっきり言って。「説明があったんじゃないですか」と。「どういう話をされたんですか」「いや、チラシみたいのはあったけれど説明会なんかなかったぞ」というような話があったものですから、最初のスタートのときもそういう県と大治町との合体なり別々でいいんですが、話し合いはされた経過はありますか。もしあったらいつごろされたかちょっと教えてください。

○産業環境課長(伊藤高雄君)

地元の方には近隣の方には一軒一軒説明に回っているというふうに聞いておりますのでよろしくお願いいたします。

○12番(林 哲秀君)

それは町として県と一緒に回っているか、どっちですか。町単独でやっておるの。

○産業環境課長 (伊藤高雄君)

愛知県と大治町と一緒に合同で回っております。

○12番(林 哲秀君)

先ほど部長から返事がありましたが、今回のこの3年延長というのは大変まだ、僕以外は知らないと思うんですよ。私個人的には3年かかってもやってほしいし、半世紀、下手すれば1世紀に1回の工事だから丁寧に慎重にやっていただきたいということは重々わかっておるんですが、今言ったように住民の方たちの反感というのが、毎日トラックが走ったり機械が動いていますのでそういう意味では今回いつごろ話をされるんですが、3年なぜ延長したということをきちっと話をしていただきたいと思いますが、そこら辺の町民に対する説明書、案書なんかができておるんですかね。

○建設部長 (三輪恒裕君)

必要に応じて説明が必要となった時点で県と相談の上、そういった機会を設けさせていただければと思っております。以上です。

○12番(林 哲秀君)

そうしたら私が個人で来てくれと言っても来ます。

○建設部長(三輪恒裕君)

個人でのお相手の対応というのは非常に難しいかと思いますが、いずれにしましても 地元の総代様に通しまして御連絡をさせていただくことになろうかと思います。

○12番(林 哲秀君)

現時点の総代さんは近くに工場を持ってみえますが少し離れてみえますし、住んでみえるところもちょっと違うんですが、もちろん総代に言っていただいて各組長も班長もみえると思うんですが、それ以上にやっぱりあそこの地場続きのところの住民ぐらいは1回コミュニティかどこかに集めて説明を僕していただきたいんです、それが要望なんですわ。多分、僕の勘では一番最初にやるときもそういうことはなかったと思う。部長が言われたように個々に回りましたということなんですが、そのとき留守にしてみえたら、御主人が働きに行かれて御主人は知らない、紙だけもらったぜと奥さんが言われたかもしれんけれど、知らんぜと言われてもそれね、なきにしも当たっておるんですよ。だからそこら辺を徹底してほしいという意味でいうと大変ローラー作戦みたいですが、ある程度もう少し普通のときでもいいからちょっと話をするような機会をつくってあげてほしいんですよ。私個人的には少し長くなりますが、個人的には僕知っているから話はします。自分でもチラシをつくって配っております。それはそれで私でできることは

やりますが、やはり町が言われました、県が言われましたということになれば、それぞれ納得度が違うと思うんですが、そこら辺の見解はどうでしょうか。

○建設部長(三輪恒裕君)

事業主体であります愛知県と連携して対応していきたいと思います。以上です。

○12番(林 哲秀君)

もちろん連携していただかないかんですが、もう少し具体的に月に1回でやるとかさ、このときに見えなかった人がおったらそこへ再度行くとかさ、そういう丁寧さが欲しいと僕は言っておるんですよ。言いました、やりました、紙を書いて広報配りました、それが全てじゃないですよ。そういう認識度が強いから多分あそこの地場の方、地続きの方は「いや、知らんな、紙は来とったな」というような話で本当に「いつになるだ」というような話が出ると思うんですよ、本当の近くの方はですよ。僕は少し離れていますが。だから、部長が言われたように県と協議してやります。もちろん県が来なくたって、県の様子はわかっているから、大治町としてこうなるんですよということを僕は説明なり物に書いてもこういう理由ですよという部分をつくっていただきたいというのが要望なんですが、そこら辺は「そんな細かいことはできん」という意味で言ってみえるのか、「そんなことようやらん」という意味で言っているのか、やりたいという前向きの気持ちとどっちですかね。

○建設部長(三輪恒裕君)

事業主体であります愛知県に対しましてもそういた御意見もあったということをお伝えした上で今後の方針を考えていきたいと考えております。

○12番(林 哲秀君)

わかりました。とりあえず今後、工事費は完全にこの時期ですから上振れしてくる。 これはもうわかっておると思うんですわ。それと大変仕事がやりづらいという、工事が やりづらい部分も県から聞いておるんです。部長が言われたようにヤードが少なすぎて 周りが民家だからなかなか広場がなくて物が置けないという部分で延びるようなことも 言ってみえたです。予算の上振れはこれ20億かかったところで15%だから、その半分ず つとしても1億5000万ですよ。3億で、あま市と大治町やることですことですから。こ れはぜひ予算つけていただきたいんですが、それ以上にこの工期の延長というのがなか なか住民にとっては、あそこに住んでみえる、納得がいかんというか、何でだという部 分がありますので今回ちょっと質問させていただきました。

それともう1つ、今あそこは何回もダンプカーが通るものですから。土曜日はあんまりやってみえないんですが、そういうことも含めて僕があそこの近くに、僕はあんまり近くじゃない、少し離れたところに住んでいますが、こういうふうにやりますという通達は来ていないと思うんですよ。何かそういう用紙は出ましたかね。総代を通じて。広報みたいなもの。

○産業環境課長(伊藤高雄君)

一度目の答弁でもありましたとおり、総代さんを通じて回覧等を回しておりますので よろしくお願いいたします。

○12番(林 哲秀君)

それはよくわかっています。私総代やっていますからわかるんですが、そういうものって今の工事をやるときに出ました。あったらそれを見せてください、後でいいですから。

○産業環境課長 (伊藤高雄君)

回覧回っておりますのでよろしくお願いいたします。

○12番(林 哲秀君)

わかった。いいわ、そのときの後で見せてください。議会終わった後で結構ですから。 どちらにしても私はやってほしいし、個人的に幾ら力んでおっても工事屋さんがやる ことだし、予算の上振れもいいとしても、とにかく延長が長いというのは私さっきも言 ったように納得はしておるんですが、なかなか住民の方の質問にはなかなかこうだとい うことは答えられんもんですからそこら辺ひとつよろしくお願いします。

2つ目のことにいきます。非常にゲートキーパー、私も出させていただきましたが講師の方は大治町の方ですか。

○保健センター所長(森本健嗣君)

議員に参加いただきました10月の講座につきましては町の保健師となっております。 以上です。

○12番(林 哲秀君)

私何人か出ていただいたんですが、非常に進行をされるのが上手で話も上手で非常に聞きやすかったと。いろいろと30人でしたかね、あとのときに。いろいろと中でやられて、なかなか上手だなという声を聞きましたので今後も続けていただくならあの方がいいと思いますが、今後の予定もあるんですか。

○保健センター所長(森本健嗣君)

今後につきましては、当然今年度実施しました保健師も含めましていろんな職員で対応することも今後検討していかないといけないかな。この事業も継続的に実施していく事業でございますので1人に限定せず、みんな同じ能力でもって進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○12番(林 哲秀君)

10月と11月はおふれが回りました。今年度はもうこれでなしですか。もし来年度計画 されるということがあればやっぱり3回ぐらいやってほしいなという部分があるんです が、土曜日も含めて。そういう計画というのはまだ立っていませんかね。とりあえず今 年度に関してはもう10と11で終わりということですか。

○保健センター所長(森本健嗣君)

ゲートキーパー養成講座の開催回数でございますが、今年度につきましては計4回実施をさせていただいております。10月11月以外に7月8月とそれぞれ実施をさせていただいております。来年度につきましてはこれから計画をしていくことになってまいりますが、平日以外の開催も含めまして、より多くの方が参加できるような形で検討していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○12番(林 哲秀君)

大変いい話でございまして私も納得して聞いてきました。それで年4回ということであって、どういうジャンルの方、世代の方がみえるか知りませんが、私としては中学生、高校生も含めて年100人から150人ぐらい聞いていただけるといいなと思っておるんです。それで先ほど同僚議員から話が出ましたが、町のほうもLINEを入れるということで言ってみえるんですが、そういうものも活用しながら1人も残さないという気持ちでゲートキーパーを受けられた方たちがすぐ声をかけていただけるような体制にもっていくにはもっともっと講習が必要だと思うんですよ。人数をふやすことが。それは同じ考えでいいですか。

○保健センター所長(森本健嗣君)

議員おっしゃられるとおりゲートキーパーの人材の確保というのは重要かと認識しておりますのでよろしくお願いいたします。

○12番(林 哲秀君)

今ゲートキーパーに掘って話をしておるんですが、先ほど同僚議員が言いましたようにいじめの問題だとか学校も含めて、私あんまりアナログ人間だから申し訳ないんですがLINEだとかいろんなものも含めていろんな連携ができれば本当に少しずつであるけれども、みんなの目がそういうふうに向かっていただけるということは非常にいいことだと思いますのでぜひ来年も継続してやっていただけるということと、1日ぐらいちょっと土曜日入れてほしいという要望で私の質問を終わります。以上です。

○議長(松本英隆君)

これで12番林 哲秀議員の一般質問を終わります。ここで暫時休憩とします。

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 午後 0 時51分 休憩 午後 0 時53分 再開 ~~~~~~~

## ○議長(松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番鈴木康友議員の一般質問を許します。

○5番(鈴木康友君)

議長。

○議長(松本英隆君)

5番鈴木康友議員。

○5番(鈴木康友君)

5番鈴木康友です。議長のお許しをいただきましたので通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、消防・防災に関する設備の維持管理についてという質問で、大治町には 現在、消防・防災に関するさまざまな設備が存在しております。特に緊急時に備え、町 や消防団、地区にて設置をしているその設備の有効性や今後の活用方法、維持管理について改めて見直す点があると考えております。

そこで3つ設問をさせていただきます。

1つ、設備の維持管理は消防法、設置場所、設置時期によって管理者がさまざまでは ございますが、町設置による消防・防災に関する設備(消火器を除く)ものはどのよう なものか。また、その地区で設置した設備については把握しているのか。

設問の2つ目、年数の経過により機能が有効的でなくなったもの、また経年劣化により修繕・撤去を検討する必要があるものについて、町としてはどのような考えをしているのか。

3つ目、設置者や管理の主体性が把握できない施設に関して、町としてはどのように 今後関与していくのか。

続きまして、イベントで町を明るく、公共の施設や敷地の積極的な利用開放へという ことで質問をさせていただきます。

町内にてさまざまな催しやイベントが企画、開催されております。大字によるお祭りでしたりとかさまざまな団体によるイベントは文化維持、地域やコミュニティーの活性化につながるため大変重要な活動であると考えております。活動組織への補助も大変重要なものではございますが、利用権限の拡大、そういったものが積極的な活動促進につながる事例も多くあると思います。周辺自治体でもさまざまな形での企画運営を行っており、大治町も積極的に取り入れていくべきものも多いと考え、特に大治町は利用可能な広場、施設が限定されております。ゆえに発展や活発化を鑑みると民間のアイデアやエネルギーを活用するための施設等の利用開放を考える必要があると自分は考えます。そこで2つの設問で質問をいたします。

1つ、町役場駐車場、ちびっこ広場、公民館、希望の家、小学校、スポーツセンター等、営利が生じる活動においての許可制度や民間からの提案を導入する考えはないか。 設問の2つ目、コロナ5類感染症に移行後も感染症のリスクを考え利用制限がかかっ ている行事、施設などはないか。特に学童や高齢者対象の飲食、音楽活動等についての 考えを問う。以上で1回目の質問を終わります。

## ○総務部長 (大西英樹君)

2点の御質問をいただいております。まず初めに、消防・防災に関する質問でございます。まず、町設置の消防・防災に関する設備につきましては、各消防団の積載車に搭載された設備一式、それから西條防災コミュニティセンターの駐車場や町施設に設置された防火水槽、防災行政無線設備などがあります。また、地区で設置した設備につきましては独自に設置されたものは把握できておりませんが、補助金の申請などで町に相談があったものであれば把握をしております。

次に、経年により修繕など検討する必要があるものについて、町はどのように考えているのかという御質問です。町が設置した施設や設備につきましては、当初の役割を終え、劣化が進んでいるようなものについては撤去を検討し、消防力の低下につながるなどの支障がないものについては修繕等の対応をしていくものと考えております。

最後に、設置者や管理者が把握できていない施設に関しての御質問です。どのような 施設であるかにもよりますが、その施設が何らかの支障を来しているのであれば地元の 総代さんとも協議しつつ対応を検討していくことになると考えております。

2問目の公共施設の敷地の積極的な利用開放ということで御質問いただいております。 まず1つ目の町役場駐車場、ちびっこ広場、公民館、希望の家、小学校、スポーツセンター等、営利が生じる活動についての許可制度や民間提案を導入する考えはないかということです。

公の施設とは、地方自治法第244条第1項では「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とされております。利用そのものが町民の福祉の増進に結びつく施設であること、町民の利用に供することを目的とした施設であることを踏まえ、町の規程に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

次に2つ目のコロナ感染症5類に移行後も感染症のリスクを考え利用制限がかかっている行事、施設はないかということでございます。

現在、総合福祉センター希望の家の視聴覚室兼音楽室でのカラオケにつきましては、 令和6年3月まで制限をしております。そのほかに行事、施設での利用制限はございま せん。以上でございます。

## ○5番(鈴木康友君)

それではまず1つ目の消防・防災に関する再質問をさせていただきます。それではモニターのほうを準備いたしますので少々お待ちください。暫時休憩願います。

## ○議長(松本英隆君)

暫時休憩とします。

# 午後2時00分 休憩午後2時00分 再開

~~~~~~ () ~~~~~~~

○議長(松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木康友議員、どうぞ。

○5番(鈴木康友君)

こちらモニターのほうに映っておりますのは火の見やぐらでございまして、こちらに も同時にその下のところにこのように防火水槽ということであります。こういったいろ んな施設があるんですが、これは町設置、町が主体で設置したものではなくて、町内に 設置されている施設、地域等が設置したものなどを含めて全体でどのようなものがある のか。具体的にちょっとお答えいただければと思います。

○議長(松本英隆君)

暫時休憩とします。

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 午後2時01分 休憩 午後2時01分 再開 ~~~~~~~ ○ ~~~~~~

## ○議長(松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

## ○防災危機管理課長(鈴木昌樹君)

町内に設置されました防火水槽、こちらにつきましては現在30カ所設置されてございます。また、先ほどありました火の見やぐら、こちらにつきましては3カ所設置されているものでございます。

#### ○5番(鈴木康友君)

ありがとうございます。自分も聞き及んだり、この設備についてどう思うというふうにお話をいただいているものについては特には火の見やぐらと防火水槽となっておりまして、まずもう一度モニターのほうをごらんください。こちら火の見やぐらということでこちらは設置目的が防災でしたりとか消防、または地域の広報やいろいろなものの使用方法ということで多岐にわたっているので、何の設備と考えるのというのが悩ましい部分はあるとは思うんですが、設置物自体はそうはいっても年々劣化していきますし、倒壊やまた使用した際の破損などにより事故が考えられていくということで、またこれ時代が経過したためにそもそもこの火の見やぐらというものが有効的なのか。今後使用するのかということがなかなか長期的な課題で見ることが難しいというのが今の地域の状況ではあると思います。特にこれは今消防団のホースを干したりとか利用はしている

んですが、本来の利用目的にそぐっているのかということを考えると、こちらについて 改修や撤去、いろいろなものについて地域としてはどのように考えていったらいいか、 お答えいただければと思います。

# ○防災危機管理課長(鈴木昌樹君)

火の見やぐらの改修などにつきましては、過去の事例におきまして補助金を活用しましてホースを乾かすためのポールとして改修を行った例もございます。もし、どのようにしていったらいいかということで地元さんのほうがお困りであるのならば、一度役場のほうへ御相談いただければと考えております。

## ○5番(鈴木康友君)

まずはその設備について地域のほうであり方を考えて、行政さんのほうと今後のことについて相談していくということで今お答えいただきましたので、続きましてもう1つ、町内に30カ所あると伺いました防火水槽につきまして、こちらについては他の自治体等ではふたがないもの等もありまして、こういったものはボウフラ等虫が湧いたり、衛生的な問題というものがほかの地域で問題になる場合がございます。町内の防火水槽において先ほど申し上げた衛生的な問題等についてはありませんでしょうか。

## ○防災危機管理課長(鈴木昌樹君)

現在、町内にある防火水槽、こちらにつきましては安全面からも水面が見えるような 構造にはなってございません。また、近年ボウフラ等そのような御意見をいただいたこ ともございません。

## ○5番(鈴木康友君)

防火水槽につきましては、防火水利という考え方がございますので届け出がしてある ということでそういったものを重々考慮をした上で改修や撤去等になった場合、大字、 地域への補助はどのような形になりますでしょうか。

#### ○防災危機管理課長(鈴木昌樹君)

防火水槽について改修や撤去となった場合という御質問でございますが、地域の補助、 どのようなになるかということでございますが、現行の消防設備の補助要綱ですと、例 えば防火水槽の改修や修繕については補助対象となってございますが、撤去については 補助対象となっておりません。今後、各防火水槽、設備ですね、設置からかなりの年月 が経過はしておりますし、老朽化に伴う課題に直面するということが予想されますので、 今後撤去につきましても補助を活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

## ○5番(鈴木康友君)

今お答えをいただきましたとおり今後検討していく事項があるということでしたので、 今この設備につきまして総代さん方は認識はしているんです。ただ、任期が短いという こともございましてなかなか長期的に運用でしたりとか、その施設の維持管理について 行えていないのではないかというのが今回の質問の始まりではございました。特に火の 見やぐらに関しては倒壊したりとか地震のときにどうなるんだということで直接的な被害も考えれるため、自分も先ほどいただいたようにまず行政さんに対応を相談させていただくということでいろいろなところに伺ったらお声がけをしていきたいなとも感じておりますし、また、これを起源に地域の設備のあり方、また見直さなくてはいけないんだよという考え方を広報をぜひできる可能な範囲をしていただくことで、まずは現状の把握、地域の把握、地域が自分の地域の設備についてどうしたらいいかということをいま一度考えていただく起源につながっていけばと思います。問題が起こってからではいかんので何とか補助制度とか見直すべきところは見直していただきたいなと思っております。

続きまして、イベントのほうの再質問のほうに移りたいと思います。

地域振興を目的として、利益目的ではない催しに関して、役場駐車場に許可を受けて販売行為等を行うことについて大治町はどう考えているかと。一例といたしましては、このように観光協会さん、これは飛島の観光交流協会さんから許可をいただいて資料を提示させていただいておりますが、こちら役場の駐車場のところで「とびしマルシェ」などこのような催しを行っております。大治町としてはこのような考え方についてはいかがでしょうか。

## ○総務部長 (大西英樹君)

役場庁舎の駐車場をということでありましたならば、当然役場が閉庁している日という想定の御質問だと思いますが、十分な広さがございませんし、周辺道路はかなり広い道路ではございませんので役場の駐車場をそういう営利目的で行事を開催するというような許可は考えておりません。以上です。

## ○5番(鈴木康友君)

それでは、不特定多数ではなくて大治町の商工会でしたりとか各学区のコミュニティ、また大字の地域などが町から補助を受けている公認団体と呼ばれるものに限定した場合、そういった団体へ先ほどの町民福祉に基づくという考え方において、この許可といいますかイベントの許可の制度等は設けるというような考え方についてはいかがでしょうか。

#### ○総務部長 (大西英樹君)

商工会とかコミュニティということであれば、今までも学校の校庭を使ってやっていただいているということがあります。また、大字とかの地域であればお宮さんであったり、場合によってはちびっこ広場の一部を使っているのかもしれませんが、おおむねが神社のところでお祭りをやっているという話を聞いておりますので、そのように活用していただければなと考えております。以上です。

## ○5番(鈴木康友君)

それでは役場駐車場ではなくて、許可制で今貸し出しをしております中島の多目的広場でしたりとか調整池公園について、今の段階では営利目的での活動、販売行為はでき

ないというふうに規約にもございますが、こちらについて同じように町民福祉に基づく 考え方ということでイベントを開きたいということになりましたらどのように考えられ ますでしょうか。

# ○スポーツ課長兼スポーツセンター館長(水野 学君)

中島の多目的スポーツ広場でございます。こちらにつきましては、営利の目的でもって使用することも可能ではございます。しかしながら、ゲートボール及びグラウンドゴルフ以外の種目で使用する場合は事前に教育委員会と協議をお願いしております。また利用者につきましては、大治町に在住または在勤する者に限られていることと、申請時におきましてそれぞれの内容を審査いたしまして適切な運用に努めているところでございます。以上です。

## ○産業環境課長 (伊藤高雄君)

長牧調整池公園の関係でございます。こちら禁止事項といたしまして、大声を出す行 為ですとかスピーカー、スマートフォンからの大音量での音を流す行為等、禁止されて おりますのでよろしくお願いいたします。

## ○5番(鈴木康友君)

ちょっともう一度伺うんですが、調整池公園に関して販売等に関しての行為について の回答をしていただければと思うんですが。

# ○産業環境課長 (伊藤高雄君)

申し訳ございませんでした。営業行為及び広告物を掲示する行為も禁止とさせていた だいております。よろしくお願いいたします。

## ○5番(鈴木康友君)

では、これは現在のところ建設中であります防災公園については、先ほど前述させていただいた催し等については今後の見通しにはなるとは思うんですが、どのように現段階で考えてみえますでしょうか。

#### ○都市整備課長(後藤丈顕君)

防災公園につきましては、整備後、都市公園としての取り扱いとなります。新たな条例の制定が必要となってきますので現時点ではお答えしかねますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

## ○5番(鈴木康友君)

今回の件につきまして、まず大字も各お祭りやイベント実施に運営の人手不足で苦しんでいるという背景もございます。ですので商業従事者等が営利を目的とするわけではなく、町内で営む者等が出店したり、その企画を助けるということは今後そのお祭りを維持したりとか規模を整備していくという観点において地域振興につながると自分は考えております。ですので、次におきましてはちびっこ広場において、大字やそこに関連する団体、子ども会でしたりとか老人会、自主防災会、いろいろなものがあると思いま

すが、地域振興や活動周知を目的とした活動を行う場合、販売行為等がそれの一つに上げられると思うんですが、特別の使用の許可もしくは許可制度等を設けるような考えはありませんでしょうか。

# ○子育て支援課長(古布真弓君)

ちびっこ広場におきましては、許可制度を導入する予定はございません。

## ○5番(鈴木康友君)

では、設問の2つ目に移りまして、総合福祉センター希望の家ではコロナ前と使用の 勝手が変わっているのではないかというふうに伺っております。特に子ども会、老人会 の企画が3階多目的ホールでの利用許可内容について従前と違うというようなお話を伺 ったことがございまして、今回につきまして先ほどは2階視聴覚室でのカラオケ等につ いては禁止というふうに伺っておりますが、3階多目的ホールでの利用許可内容につい て、主に規約等々で変更はございませんでしょうか。

## ○福祉部次長兼民生課長 (猪飼好昭君)

3階多目的ホールの御利用に関する御質問でございますが、多目的ホールでの飲食につきましてはこれまでどおり、利用人数及び利用形態などを勘案いたしまして指定管理者が判断いたしております。以上です。

## ○5番(鈴木康友君)

その指定管理者様の判断というところにつきましては明文化のない部分ですので、ひょっとしたらコロナの前、前後で少し厳しめに判定をいただいているという部分が人数の数字がありませんので、その企画によってどうしても認められないというものがあったのかもしれません。ですが、この利用内容について5類に移行し、イベント等も幅広く行われて昨今きておりますので、将来的にどのように考えているか。お答えできる範囲で結構ですので回答いただけるとありがたいです。

#### ○福祉部次長兼民生課長(猪飼好昭君)

あくまでも予定でございますが、令和6年4月から2階の視聴覚室兼音楽室でのカラオケの再開など全ての行事、こちらをコロナ禍前の利用形態で貸館できるように現在検討しているところでございますのでよろしくお願いいたします。

#### ○5番(鈴木康友君)

御回答いただきまして検討していくということで、その特に指定管理者さんの判断についての部分はどうしても感染状況というものとリンクしておりますので、そのときの判断ということで仕方ない部分はございますが、さまざまな催しが行われておりますので長い休止期間で活動再開が難しくなっている団体も本当に多くあるんです。大治町は活動可能な施設が本当に限定されてしまうので、少しでも利用できる施設、そして方法を考えていかないとなかなか活動母体、そして活動団体への後押しとはならないと自分は感じてしまうんです。ですのでそういう案件や事象によってそれぞれ解決すべき問題

や検討することはあるというのは重々承知ではあるんですが、なるべくならば先ほど申し上げた許可制を検討してみるだとか本当に確固たる相談事に関しては特別にそこを認めていくなどそういった物事において可能性を広げていくことが各団体への活動の衰退の防ぎ、または発展、躍進につながる一助になると自分は本当に考えておりますので、しゃくし定規的に考えるということではありませんが、今後、町計画にもあります町民と一体になってまちを盛り上げていくというその観点において、緩和ですとか拡大、そしてやりやすい方策をとっていただくということを切に願いまして一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

# ○議長(松本英隆君)

5番鈴木康友議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~~~ ○ ~~~~~~~ 午後 2 時19分 休憩 午後 2 時20分 再開 ~~~~~~~ ○ ~~~~~~

○議長(松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで一般質問を終わります。

12月6日に町長から提出されました、議案第46号子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について、訂正したいという旨の申し出がありました。

議案第46号の訂正についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたい と思いますが、皆様御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 (松本英隆君)

異議なしと認めます。

議案第46号の訂正についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第46号の訂正についてを議題とします。

町長から訂正理由の説明を求めます。

○町長 (村上昌生君)

事件の訂正請求書について。

令和5年12月6日提出した議案第46号大治町子ども医療費支給条例の一部を改正する 条例について、受給資格者の適用除外に精神障害者医療費支給条例による受給者のうち、 精神障害者保険福祉手帳1・2級保持者で16歳から18歳の方の追加をお願いさせていた だくものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(松本英隆君)

ここでお諮りします。

ただいま議題となっています議案第46号の訂正についてを許可することに皆様御異議 ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松本英隆君)

異議なしと認めます。したがって、議案第46号の訂正についてを許可することに決定 いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~~ () ~~~~~~

午後2時22分 散会